

建設水道委員会記録

○開催日時

平成29年9月26日 午前9時59分～午後3時16分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	福元光一	委員	宮里兼実
副委員長	森永靖子	委員	川添公貴
委員	大田黒博	委員	成川幸太郎

○その他の議員

議員	石野田浩	議員	橋口芳
----	------	----	-----

○説明のための出席者

監査委員	矢野信之	課長代理	江口盛幸
建設部長	泊正人	水道局長	新屋義文
建設政策課長	須田徳二	水道管理課長	草留隆志
建設整備課長	吉川正紀	水道工務課長	四元新一
建設維持課長	内田俊彦	下水道課長	徳重勝美
都市計画課長	伊東理博	主幹兼管理グループ長	野元正文
区画整理課長	川畑稔		
入来区画整理推進室長	引地明吉	総務部長	田代健一
建築住宅課長	福島和朗		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	議事グループ員	藤井朋子
------	------	---------	------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第１１８号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算）	水道管理課 水道工務課
議案第１１９号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１３１号 剰余金処分及び決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成２８年度薩摩川内市水道事業会計決算）	
議案第１１７号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第１２０号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算）	下水道課
議案第１２１号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１２２号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１２３号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１１７号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第１１７号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建設政策課
	建設整備課
	建設維持課
	都市計画課
議案第１２４号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	区画整理課
議案第１２５号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第１１７号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第１２６号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	入来区画整理推進室
議案第１１７号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第１１７号 決算の認定について（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建築住宅課

△開 会

○委員長（福元光一）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思います。

また、本日は、おおむね建設維持課まで審査を進めることにしたいと思いますが、進捗状況によっては、残りの課所の審査を進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、本日からの審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、本日からの委員会は、決算認定議案のみの審査を行い、所管事務調査を行いませんので、質疑をされる場合は、決算に関連したものとなるよう御留意ください。

また、決算認定議案については、各課の審査の冒頭に部局長から決算の概要として、主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、傍聴の取り扱いについて、申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（福元光一）それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

まず、水道管理課・水道工務課関係の決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）それでは、水道管理課及び水道工務課の決算の概要について、御説明いたしますので、決算附属書の１７５ページをお開きください。

まず、一般会計についてでございますが、簡易水道事業など、記載の３事業に繰出金を支出いたしました。

次に、１７６ページでございますが、旧工業用水道事業の維持管理に係る支出をいたしましたところ

でございます。

次に、１７７ページでございますが、簡易水道事業特別会計について、御説明いたします。

平成２８年度から、本土地域の簡易水道を水道事業に統合したことから、左下の文章部分でございますが、平成２８年度は、上甕島と下甕島の二つの簡易水道事業につきまして、適正な維持管理を行いながら、里地区の遠方監視設備整備事業及び鹿島町蘭牟田地区における基幹改良事業等を実施するとともに、上甕町平良地区において、トンネル湧水を利用した水源開発整備事業を実施し、安全で安心な飲料水の安定供給に努めました。

次に、１７８ページでございます。

温泉給湯事業特別会計では、樋脇、入来及び祁答院地域の分湯施設の適正な維持管理に努めるとともに、市営公衆浴場のうち、樋脇地域の下之湯公衆浴場など四つの公衆浴場につきましては、平成２８年度から地元企業への無償譲渡、または無償貸付を行い、民間活力による経営とさせていただいたほか、入来温泉湯之山館につきましては、直営による運営を行い、多くの入浴者に利用されているところでございます。

次に、水道事業の概要について、説明いたしますので、別冊となっております平成２８年度薩摩川内市水道事業会計決算書を御準備いただき、その１０ページをお開きください。

平成２８年度の事業報告でございますが、１の概況の（１）総括事項のうち、イの業務量の項ですが、平成２８年度末における給水件数は４万２，０５２件で、前年度比５，６４９件の増、また、給水人口は８万８，８９２人で、前年度比９，７７７人の増となりました。

なお、総有収水量は９２９万９，９９８立方メートルで、前年度比１６．７２ポイント増加、有収率は９０．２％となり、１．２ポイント減少いたしました。

次に、ロの建設改良事業につきましては、料金改定時に策定しました水道施設事業計画に基づき、主に配水管布設替工事等を実施し、６億５，８９１万２，１００円を執行いたしました。

次に、ハの経営状況でございますが、３行目の後半でございますが、営業収益は、前年度比３億２，００９万１，４９５円増の１５億９７４万８，５４６円でございます。一方、営業費用は

2億6,612万7,894円増の13億3,021万2,200円で、その結果、差し引き営業利益は、前年度比5,396万3,601円増の1億7,953万6,346円となりました。

次に、営業外収益は、前年度比7,885万9,856円増の1億8,332万8,635円、営業外費用は前年度比1,110万4,743円増の9,742万9,111円で、営業利益から営業外収支を加減した経常利益は、前年度比1億2,171万8,714円増の2億6,543万5,870円となりました。

これに、特別損失16万9,930円を計上し、当年度純利益は前年度比1億4,758万7,786円増の2億6,526万5,940円となりました。

以上が、平成28年度の水道事業の事業概況でございますが、平成28年度に実施しました本土地域簡易水道の事業統合によりまして、給水件数、給水人口及び有収水量は、大幅増となりましたが、有収率は減となったところでございます。

また、事業統合とあわせて、昨年4月からは、改定率10%増の水道料金の改定を行い、当該増収分等を財源に、更新時期を迎える水道施設について、耐震性等を考慮した計画的な更新整備を行ったところであります。

今後におきましても、更新事業や効率的な維持管理に加えまして、民間への業務委託などによる経費の削減を進めていくとともに、企業としての経済性を発揮しながら、市民の皆様へ安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

以上で、水道管理課・水道工務課の概要説明を終わります。

詳細につきましては、各課長から説明いたします。

△議案第118号 決算の認定について
(平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(福元光一) それでは、議案第118号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長(草留隆志) 議案第118号平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計決算につきまして、説明いたします。水道管理課と水道工務課両課の所管であります。説明は水道管理課で一括説明、質問につきましては所管課で答弁することで、あらかじめ了承をお願いいたします。

それでは、歳出から説明いたします。220ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、甕島地域の簡易水道事業施設の管理運営に要する経費で、支出済額1億3,612万2,136円であります。

支出の主なものについて、備考欄で説明いたします。水道管理課・水道工務課2課分であります。

水道管理課分につきましては、検針収納業務委託ほか12件の委託料が主なものであります。

水道工務課分につきましては、下甕の水道業務作業嘱託員1人の報酬、職員5人の給与費、中甕浄水場外清掃業務委託ほか21件の委託料、中山浄水場外1急速ろ過機ろ材入替工事ほか8件の工事請負費であります。また、送水ポンプ1台ほか6件の備品を購入しております。

次に、2款1項1目施設整備費は、支出済額1億754万8,440円であります。

支出の主なものについて、備考欄で説明いたします。

上甕島簡易水道建設事業費では、電源交付金を活用した、平良地区水源開発事業、里地区の遠方監視制御設備整備事業であります。

下甕島簡易水道建設事業費は、国庫補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用した鹿島地区配水管布設替事業に係るものであります。

3款1項1目元金は、支出済額8,204万8,154円であります。

2目利子は、支出済額1,782万6,312円であります。

222ページをお開きください。

5款1項1目予備費につきましては、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしました。

なお、以上、説明しました歳出執行に当たって50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧

の８ページをごらんください。水道工務課における５０万円以上の節間流用は、８ページの７８番から８０番の３件であります。

それぞれ説明しますと、７８番は、水道管漏水及び発電機故障に伴い修繕する必要があるため、事項一般管理費の１５節工事請負費から、同事項１１節需用費に６０万４,０００円流用し、予算執行したものであります。

７９番は、送水ポンプの能力低下により、取り替える必要があるため、事項一般管理費の１２節役務費から、同事項１８節備品購入費に６５万７,０００円流用し、予算執行したものであります。

８０番は、水道管漏水及び浄水場入り口扉の破損により、修繕する必要があるため、事項一般管理費の１３節委託料から、同事項１１節需用費に１３６万４,０００円予算流用し、執行したものであります。

以上が、５０万円以上の節間流用の対応状況であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、決算書の２１６ページをお開きください。

１款１項１目水道使用料の１節給水使用料は、甌島地域簡易水道現年度分の水道使用料で、調定額１億３９９万１,８３０円、収入済額１億３７４万３,３７０円で、収入未済額は２４万８,４６０円であります。

２節給水負担金は、調定額、収入済額、ともに１７６万９,１６０円で、収入未済額はありません。

４節給水使用料滞納繰越分は、調定額８０万５,６００円に対し、収入済額３２万６,９６０円であります。

また、不納欠損額につきましては、行方不明、死亡の６人分１万７,３６０円を不納欠損処理し、収入未済額は４６万１,２８０円となっております。

３款国庫支出金１項１目１節簡易水道事業補助金の収入済額１,６９９万９,０００円は、生活基盤近代化事業に係る鹿島地区配水管布設替工事分であります。

４款県支出金１項１目１節簡易水道事業補助金の収入済額５,２１６万８,０００円は、中甌平良地区水源開発整備と里地区遠方監視制御設備整備に係る電源立地地域対策交付金及び鹿島地区の飲用水施設整備に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

６款繰入金１項１目１節一般会計繰入金１億２,８１２万９,０００円は、施設整備費、管理運営費に不足する財源を一般会計から繰り入れたものであります。

７款繰越金１項１目１節前年度繰越金は、３,３７２万２,０１８円であります。
２１８ページをお開きください。

８款諸収入２項１目１節雑入は、収入済額９６万５,６２９円で、備考欄のとおり、原子力立地給付金、下水道施設検針実費収入金等であります。

９款市債１項１目１節簡易水道事業債収入済額２,２４０万円は、甌島地域の補助事業実施に伴うものであります。

２２４ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額３億６,０３８万４,０００円、歳出総額３億４,３５４万５,０００円、歳入歳出差引額１,６８３万９,０００円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も１,６８３万９,０００円であります。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、財産に関する調書の３７３ページをお開きください。

行政財産の下のほう、簡易水道施設の項目の土地及び建物について、土地の２万６,７２４.３０平方メートル及び非木造１,２２９.１４平方メートルの減は、本土地域簡易水道事業を上水道事業に統合したことで、減となったものであります。建物の木造０.３３平方メートルの増は誤差分の調整でございます。

次の３７４ページになります。

（４）物権の表のうち、行政財産の地役権について、決算年度中増減高の１５９平方メートルの減は、土川簡易水道の水道管理設用地として地役権を設定していたものが、上水道事業に統合されたため減となったものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第119号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、議案第119号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、議案第119号平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計決算について、説明いたします。決算書の233ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、樋脇・入来・祁答院の温泉事業施設の管理運営に要する経費であり、支出済額8,526万7,435円であります。

主な支出内容を備考欄で説明いたします。水道管理課・水道工務課2課分であります。

水道管理課分は、お客さまセンターへの窓口等関連業務委託が主なものであります。

水道工務課分は、入来温泉湯之山館嘱託員3人分の報酬、職員1人分の給与費、温泉給湯事業及び公衆浴場事業の管理運営に要する光熱水費、修繕料、入来温泉湯之山館湯温調整棟新築工事設計業務委託ほか6件の委託料、入来温泉湯之山館湯温調整棟新築（建築）工事ほか13件、ポンプ1台ほか8件の備品購入が主なものであります。

5款1項1目予備費、予算現額100万円は予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしました。

続きまして、歳入について説明いたしますので、

229ページをお開きください。

歳入の主なものを説明します。

1款使用料及び手数料1項1目1節温泉使用料は、入来温泉湯之山館の入浴使用料等で、収入済額2,828万4,574円であります。

1項2目分湯使用料は、1節が現年度分の分湯使用料、2節が滞納繰越分で、現年分・滞納分合計で、収入済額3,191万3,030円で、収入未済額が117万4,360円であります。

2款財産収入1項1目1節土地建物貸付収入は、入来温泉湯之山館の貸地料で、収入済額87万9,520円であります。

3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金は、収入済額2,218万2,000円であります。

4款繰越金1項1目1節前年度繰越金は、収入済額865万926円であります。

5款3項1目雑入は、収入済額80万7,528円で、231ページの備考欄のとおり、原子力立地給付金、介護予防元気度アップポイント転換利用券利用料金などであります。

235ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額9,273万4,000円、歳出総額8,526万7,000円、歳入歳出差引額746万7,000円で、翌年度へ繰り越す財源がありませんでした。実質収支額は1,000円未満の端数整理をした746万6,000円となります。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、374ページをお開きください。

（4）物権の表のうち、普通財産の温泉権の決算年度中増減高、2箇所のうち1箇所の黒木温泉は行政財産から移管したものです。

行政財産の温泉権の前年度末現在高22箇所のうち、祁答院の大村温泉を無償譲渡、黒木温泉を普通財産に移管し、無償貸付としたことで、温泉給湯事業分は17箇所となっており、2箇所の減となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました

△議案第131号 剰余金処分及び決算の認定について（平成28年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成28年度薩摩川内市水道事業会計決算）

○委員長（福元光一）次に、議案第131号平成28年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成28年度薩摩川内市水道事業会計決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第131号剰余金処分及び決算の認定について説明いたしますので、別冊となっております水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

水道事業決算報告書の収益的収支及び資本的収支の予算・決算の状況について、説明いたします。

まず、（１）収益的収支の収入において、予算額合計18億1,654万3,000円に対し、決算額18億1,238万1,941円。収益的収支の支出において、予算額合計15億8,808万5,000円に対し、決算額14億9,199万9,827円となっております。

（２）資本的収支の収入において、予算額合計3億4,910万円に対し、決算額2億7,886万8,000円。資本的収支の支出において、予算額合計12億2,675万2,000円に対し、決算額11億6,222万3,619円となっております。

また、資本的収支で不足する額8億8,335万5,619円は、下段の表の下に記載してありますように各財源で補填しております。

3ページをお開きください。平成28年度の損益計算書について、説明いたします。

まず営業利益から説明します。

１営業収益は、水道料金・給水負担金の（１）給水収益と、（２）その他の営業収益合計で15億974万8,546円であります。

２営業費用では、（１）原水及び浄水費から（５）資産減耗費までの合計13億3,021万2,200円となり、営業利益は、差し引き1億7,953万6,346円となっております。

次に、経常利益になります。

３営業外収益は、（１）受取利息及び配当金から（６）資本費繰入収益までの合計1億8,332万8,635円。

４営業外費用では、（１）支払利息及び企業債取扱諸費と（２）雑支出の合計9,742万9,111円となり、営業利益に営業外収支を加減した、経常利益が2億6,543万5,870円となっております。

また、４ページ、５特別損失として、過年度損益修正損16万9,930円となり、経常利益に特別損益を加減し、当年度純利益が2億6,526万5,940円となりました。

５ページをお開きください。剰余金計算書から本年度増減のあった科目について、説明いたします。上の表の下方、当年度変動額の欄になります。

未処分利益剰余金の1億2,450万3,000円は、減債積立金分です。

2億6,526万5,940円の増は、平成28年度の純利益であります。

当年度末未処分利益剰余金合計3億8,976万8,940円となりますが、この未処分利益剰余金を議会の議決を得て、処分するものであります。

下段の表が平成28年度薩摩川内市水道事業剰余金処分計算書（案）になります。

平成28年度末の未処分利益剰余金を、自己資本金への組み入れ、減債積立金への積み立てとして処分するものであります。御承認方よろしくお願いいたします。

７ページをお開きください。平成28年度貸借対照表について、説明いたします。

１固定資産のうち、（１）有形固定資産につきましては、後ほど有形固定資産明細書で説明いたしますが、平成28年度の建設改良費で取得した

固定資産を科目別に計上しております。

(2) 無形固定資産は、電話加入権、水利権であります。

以上、固定資産合計 1 6 5 億 4, 7 1 0 万 6, 3 2 1 円であります。

2 流動資産は、現金預金ほか合計で 9 億 4, 9 8 4 万 5 2 1 円であります。固定資産と流動資産の資産合計で、1 7 4 億 9, 6 9 4 万 6, 8 4 2 円であります。

8 ページになります。

3 固定負債は(1) 企業債から、(3) 引当金までの合計 4 5 億 6, 6 2 1 万 3, 6 4 9 円、4 流動負債は、(1) 企業債から、(5) その他流動負債までの合計 5 億 7, 1 0 5 万 7, 2 9 7 円、5 繰延収益は、(1) 長期前受金と、(2) 長期前受金収益化累計額で、繰越収益合計(後刻訂正発言あり、9 ページ参照) 2 6 億 3, 1 7 5 万 2, 8 0 9 円となり、負債合計で 7 7 億 6, 9 0 2 万 3, 7 5 5 円であります。

9 ページになります。

6 資本金は、(1) 自己資本金で、9 0 億 9, 1 3 2 万 5, 0 0 8 円であります。

7 剰余金は、(1) 資本剰余金、(2) 利益剰余金で、合計 6 億 3, 6 5 9 万 8, 0 7 9 円であります。

資本金、剰余金の資本合計で 9 7 億 2, 7 9 2 万 3, 0 8 7 円となり、資産合計と負債資本合計とも、1 7 4 億 9, 6 9 4 万 6, 8 4 2 円であります。

1 0 ページをお開きください。

平成 2 8 年度の事業報告書であります。概況につきましては局長が説明しましたので、1 2 ページ、職員に関する事項につきまして、説明いたします。

平成 2 8 年度の職員数は、水道管理課、水道工務課合わせ 2 8 人で、前年度と比較して 3 人減となっています。減は、お客さまセンターに業務委託したことによるものでございます。

また、水道事業支弁職員は、損益勘定支弁職員が 2 2 人、資本勘定支弁職員が 3 人で、前年度と比較して 3 人増となっています。これは、本土地域の簡易水道を水道事業に統合したためであります。

1 3 ページから 1 6 ページは、改良事業等であります。

件数で 4 9 件、工事費で 6 億 5, 8 9 1 万 2, 1 0 0 円であります。

次の 1 7 ページは業務量を、給水人口から有収率までを示してあります。

有収率につきましては、全体で 9 0. 2 % であります。

また、下段は、供給単価・給水原価を示してあります。

次に 1 9 ページをお開きください。

4 会計の(2)の企業債の状況ですが、本土地域の統合した簡易水道分 8 億 9, 7 7 1 万 7, 5 0 1 円、本年度の借入額 2 億 5, 6 8 0 万円、償還額 4 億 1, 1 8 5 万 3, 0 1 4 円で、その結果、当年度末企業債残高 4 8 億 8, 0 0 5 万 1, 3 9 7 円となり、前年度より 7 億 4, 2 6 6 万 4, 4 8 7 円の増であります。

2 0 ページは、消費税の経理処理方法を記載してあります。

2 1 ページになります。

キャッシュ・フロー計算書であります。1 年間の現金収支を性質別に記載したものであります。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、予算第 3 条収益的収支に係る現金の増減であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローと、3 財務活動によるキャッシュ・フローは、予算第 4 条資本的収支に係る現金の増減であります。本年度の現金増加額が、4 9 3 万 4, 8 6 0 円となり、前年度からの繰越現金と合わせ、年度末現金残高が、8 億 7, 7 6 5 万 6, 4 9 0 円の残高となっております。

また、この現金残高が、7 ページ貸借対照表の現金預金と一致するものであります。

2 2 ページから 2 4 ページまで収益的収支及び資本的収支明細書であります。

2 5 ページをお開きください。

(1) 有形固定資産明細書であります。1 年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。④の年度末現在高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高がそれぞれ 7 ページの貸借対照表の有形固定資産と一致するものであります。

(2) 無形固定資産の水利権につきましては、川内川水利権申請に係る委託料を計上してあります。

2 7 ページから 3 6 ページが地域別の企業債明

細書であります。

３７ページと３８ページは注記表になっております。

以上で、水道事業の決算について、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（森永靖子）質問というか、ちょっと読み方で早くて早くてついていけなかったんですけど、８ページの５のところ、これ、先ほどから繰越収益、（２）も繰越収益合計と読まれたんですが、これ、何と読んで、どういう意味なんですか。

○水道管理課長（草留隆志）５は繰延収益（くりのべしゅうえき）でございます。

○委員（森永靖子）（２）のところも、済みません。

○水道管理課長（草留隆志）（２）長期前受金収益化累計額（ちょうきまえうけきんしゅうえきかるいけいがく）でございます。

○委員（森永靖子）その下。

○水道管理課長（草留隆志）繰延収益合計（くりのべしゅうえきごうけい）でございます。（８ページの発言の訂正）

○委員（森永靖子）何て読まれるのかな、どういう意味かなって、ずっと聞いておりましたら、ここも繰越、下も繰越と読まれたので、今わかりました。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決に入ります。

本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて、採決を行います。

まず、本案のうち、平成２８年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について、採決します。

本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成２８年度薩摩川内市水道事業会計決算について、採決します。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第１１７号 決算の認定について
（平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、議案第１１７号決算の認定について、平成２８年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、議案第１１７号薩摩川内市一般会計決算のうち、水道管理課・水道工務課分について、説明いたします。

それでは、歳出から説明いたします。

一般会計決算書の８７ページをお開きください。

２款１項５目財産管理費のうち、水道工務課分は、備考欄のとおり、旧工業用水道事業跡地の水源池及び浄水場除草業務委託等をしております。

１３９ページをお開きください。

４款３項１目水道費は、備考欄のとおり、簡易水道事業及び温泉給湯事業特別会計への繰出金であります。

２０９ページをお開きください。

１３款２項１目公営企業費は、水道事業会計分への負担金・補助金・出資金であります。

続きまして、歳入について、説明いたしますので、前に戻っていただきまして、５１ページをお開きください。

１７款１項１目財産貸付収入の１節土地建物貸付収入のうち水道工務課分は、５３ページ、備考欄中段より下にありますが、旧工業用水道事業跡地における電柱の土地貸付収入であります。

以上で、一般会計のうち、水道管理課・水道工務課分の説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第117号の審査を一時中止します。

以上で、水道管理課及び水道工務課を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（福元光一）次は、下水道課の審査に入ります。

まず、下水道課関係の決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）それでは、下水道課の決算の概要について、御説明いたします。

決算附属書の179ページでございます。

まず、一般会計についてでございますが、1の地域下水処理事業では、下の表にありますとおり、川内地域の永利処理区及び鹿島地域の鹿島処理区の地域下水処理施設の維持・管理を行うとともに、説明文の三つ目のポツに記載しておりますが、平成28年度は、両処理区の浄化センターの長寿寿命化計画を策定したところであり、永利にあっては26年、鹿島にあっては30年経過した施設の長寿寿命化対策を今後、実施していく予定でございます。

次に、180ページをごらんください。

2の小型合併処理浄化槽整備補助事業についてであります。アの補助基数等の表の2列目にありますとおり、平成28年度は382基の設置に対し、補助金を交付したところでございます。

次に、181ページ、3の特別会計への繰出金につきましては、四つの特別会計に対し、合計5億4,683万4,636円を支出いたしました。

次に、その下、4の雨水ポンプ場事業は、公共下水道の供用区域外に設置しております中郷及び平佐ポンプ場の維持管理経費であり、大雨等の災

害時に問題なく運転できるよう、適正な管理を行いました。

なお、説明文の二つ目のポツに記載しておりますが、昨年11月に平佐ポンプ場の4基ある排水ポンプのうち1基が故障したところでございますが、本年4月末までに修理を終え、ことしの梅雨に備えたところでございます。

次に、182ページでございますが、5の都市下水路事業は、公共下水道の供用区域外にございます。記載の四つの都市下水路の維持管理を行ったところであり、その下、6の下水道管理費では、下水道事業の実施に伴う一般職員9名の給与等を支出したところでございます。

次に、183ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計でございますが、まず1の公共下水道処理施設管理では、説明文三つ目のポツにありますとおり、川内処理区及び上甕処理区の下水処理施設の維持管理に係る包括的民間委託のほか、中甕・中野浄化センターの長寿寿命化対策実施計画を作成するなど、処理施設の維持管理に努めるとともに、公共下水道への接続促進に努めたところでございます。

また、五つ目のポツに記載のとおり、雨水対策として、川内処理区内の雨水管渠及び向田ポンプ場の維持管理を行ったところでございます。

同ページ下には、向田ポンプ場の施設概要を、次のページ、184ページには、雨水処理及び二つの下水処理区の概要をお示ししているところでございます。

次に、185ページをごらんください。

2の公共下水道整備につきましては、二つ目のポツに記載のとおり、平成27年度に引き続き、川内処理区の平佐第二地区における測量業務委託、管渠整備及び舗装復旧工事や、下甕地域の長浜地区の事業計画策定業務を委託するとともに、宮里浄化センター施設増設事業につきましては、ポンプ棟建設工事の委託を行ったところであります。

次に、3の公債費につきましては、施設整備等に伴う起債に係る元利償還金について、一般会計からの繰入金により支出をいたしております。

なお、この後の各特別会計におきましても、公債費の支出がございましたが、説明を割愛させていただきます。

次に、186ページをごらんください。

農業集落排水事業特別会計でございますが、1の農業集落排水処理施設管理では、次の187ページまでの表に記載しております城上処理区など五つの処理区の処理施設の適正な管理に努めたところでございます。

なお、三つ目のボツに記載のとおり、里処理区の里浄化センターにおいて、機械設備等の機能強化対策工事を実施したところでございます。

続きまして、右側189ページをごらんください。

漁業集落排水事業特別会計ですが、1の漁業集落排水処理施設管理では、下の表にございますように、上甑地域の平良処理区のほか、下甑地域の片野浦及び手打処理区の処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、接続率の伸び悩む手打処理区について、特に、接続促進に取り組んだところでございます。

最後に、お聞きいただき、右側191ページをごらんください。

浄化槽事業特別会計についてでございますが、1の浄化槽施設管理では、上甑地域の江石、小島、瀬上及び桑之浦地区で整備いたしました市町村設置型浄化槽の適正な維持管理に努めました。

以上で、下水道課の決算の概要について説明を終わります。

詳細につきましては、課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

△議案第120号 決算の認定について
(平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(福元光一) それでは、議案第120号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長(徳重勝美) それでは、議案第120号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。

各会計歳入歳出決算書の244ページをお開きください。

まず、歳出について、説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、公共下水道事業の

管理に要する経費で、支出済額は1億4,549万9,977円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託ほか9件が主なものであります。

委託料のうち、向田ポンプ場耐震診断業務委託2,200万円につきましては、年度内の完成が見込めず、平成29年度へ明許繰り越しいたしました。

なお、13節委託料の不用額141万6,178円につきましては、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託、向田ポンプ場の大雨対策による運転管理業務委託の執行残によるものでございます。

また、19節負担金補助及び交付金で執行がなかったのは、消費税法改正に係る水道システム改修業務委託に伴う負担金が不用となり、全額未執行となったものでございます。

次に、2款1項1目施設整備費は、公共下水道事業の整備に要する経費で、支出済額は1億3,149万3,346円で、内訳につきましては、備考欄記載のとおり、職員1人分の給与費及び宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託ほか5件と、平佐地区の私道管渠築造工事ほか11件などが主なものであり、委託料のうち前年度からの繰越事業として、長浜地区事業計画策定業務委託461万5,000円を、同じく工事請負費のうち、平佐地区私道管渠築造工事434万1,000円を前年度からの繰越事業として実施いたしました。

なお、川内地区公共下水道整備事業で、宮里浄化センターポンプ棟建設に係る工事委託のうち7,400万円を年度内完成が見込めず、通次繰り越しし、また、平佐第二地区管渠詳細設計業務委託541万4,000円を年度内完成が見込めず、翌年度へ明許繰り越しいたしました。

次に、15節工事請負費のうち101万4,640円の不用額は、私道管渠築造工事等の執行残であり、また、22節補償、補填及び賠償金で執行がなかったのは、公共下水道処理区内での移転補償がなかったことにより、全額未執行となったものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で、3億2,720万3,371円で、施設整備等に伴う長期債の元利償

還金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、240ページをお開きください。

1款1項1目1節公共下水道事業分担金は、上甕処理区での新たな下水道接続がなく、分担金の収入がなかったものでございます。

2項1目1節公共下水道事業負担金の収入済額は1,085万8,000円で、川内処理区の公共下水道事業受益者負担金等であります。

同じく2節公共下水道事業負担金滞納繰越分の収入済額は21万円で、川内処理区の受益者負担金滞納繰越分であり、収入未済額65万7,200円は、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、滞納者の死亡等により徴収不能となった17万6,400円を地方自治法の規定による5年が経過したことにより、不納欠損処理しております。

次に、2款1項1目1節公共下水道施設使用料の収入済額は1億2,512万円で、川内処理区及び上甕処理区の公共下水道施設使用料であり、収入未済額467万2,480円は、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、滞納者が行方不明となり、徴収不能となったため、26万5,430円を地方自治法の規定による5年が経過したことにより、不納欠損処理しております。

同じく2節公共下水道施設占用料の収入済額は9,540円であります。

次に、2項1目1節指定等手数料の収入済額は3万6,000円で、排水設備指定工事店としての指定に係る手数料であり、同じく2節確認手数料の収入済額は31万4,800円で、排水設備計画確認等に伴う手数料でございます。

次に、2目1節督促手数料の収入済額は10万4,700円で、施設使用料に係ります督促手数料であり、収入未済額8万6,800円は、施設使用料と合わせ、徴収に努めていますが、徴収不能となり、5年が経過した5,200円を不納欠損処理しております。

次に、3款1項1目、次のページ、242ページをお開きいただき、1節公共下水道事業費補助金の収入済額は5,504万8,000円で、川内

処理区の宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び平佐第二地区測量業務委託並びに中甕・中野浄化センター長寿命化対策実施設計業務委託等に係る社会資本整備総合交付金で、補助率はそれぞれ50%であります。

収入未済額5,070万7,000円は、継続費通次繰り越した宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託及び明許繰り越した向田ポンプ場耐震診断業務委託等に係る国庫補助金の収入未済額でございます。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は3億5,653万6,554円で、一般会計からの繰入金であります。

5款1項1目1節前年度繰越金の収入済額は652万8,000円で前年度からの繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は1,313万8,100円で、消費税及び地方消費税の納め過ぎとなった平成26・27年度分の還付金が主なものでございます。

次に、7款1項1目1節公共下水道事業債の収入済額は4,730万円で、川内処理区宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託や中甕・中野浄化センター長寿命化対策実施設計業務委託等に係る下水道事業債及び辺地対策事業債で、充当率100%であります。

続きまして、246ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額6億1,520万4,000円、歳出総額6億419万7,000円、歳入歳出差し引き額1,100万7,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1,100万7,000円で、実質収支額は0円でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 農業集落排水事業とか漁業集落排水事業の中で、加入率とか、また使用料徴収に非常にばらつきがあるような気がするんですけども、それによって、収支がマイナスになったりする地域がありますけれども、これの対策というのは、どのような対策を取られているのか。

○委員長（福元光一） 成川委員、それはまた次のところで。

ほかにございませんか。

○委員（川添公貴） 順調に進んでいるようで、接続率については、ここで申し上げることはないと思うんですが、よそのところで言いたい。

監査委員にちょっとお伺いしたいと思いますが、監査意見書について。意見書がついてる水道局関係はここが最後だったんで、質問させていただきたいと思うんですが、収納率を向上するために、お客様センターと連携して収入未済額の更なる軽減に努められたいと、意見書が出ているわけですが。あそこにお邪魔したときに、ざっと見たときに、単なるお金を持ってきた方々と折衝しているような感じだったんで、できれば監査意見、そこはどういう形で、このお客様センターと連携するという意見が出たのかということが1点。次が、収納課に対してとの連携のほうがもっと重要なのかなとは思っているところです。その辺のことを監査委員としての御意見があれば教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○監査委員（矢野信之） 川添委員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、下水道への接続率は約5割の状況でありまして、平成29年度から3年間を強化期間として対応されているところでありました。

これにつきましては、川添委員が言われましたとおり、敬意を表したところでございますが、今後におきましても、接続推進を図って、収益増に上げていただきたいということを申し上げ、また、収入未済額は、年々減少はしております。しかしながら、平成28年度に開設されたお客様センターに対して、委託等をされ、そのところで、主管課、水道管理課、下水道課等々とその場におきまして、話し合いがなされ、どのような形で進めていくかというふうな話をされておりましたので、そのところで、お客様センターと連携をして、収入未済額の更なる縮減に努められたいというふうな形で意見をまとめたところであります。

2点目であります、収納課との関係につきましては、先ほど、水道工務課長のほうからありましたとおり、不納欠損された理由につきましては、

消滅時効という法的根拠に基づいて、なされておりました。その他のものについて、まだ依然として収入未済額等があるわけですが、これらのものに対しての収納方法について、川添委員が言われたとおり、収納課と連携するのも必要かもしれませんが、現時点においては、まずは主管課において、頑張っていただきたいということで、整理したところでございます。

○委員（川添公貴） ありがとうございます。突然振りまして、申しわけなかったです。

というのは、水道料金、下水道料金を未納ということは、おのずと税金も未納なのかな、税金でもというような関連性が見えてくるので、そうお伺いしたところで、これらの監査委員の指導を受けて、この未収率をちょっと上げていращやるんですが、この状況を鑑みて、今、平成29年度ですから、平成30年度以降、どのような対応を取られるのか、お伺いをしたいと思います。

○下水道課長（徳重勝美） 平成29年度から平成30年度、31年度まで3カ年間で下水道接続率の強化期間という形で位置づけて、今年度から関係機関の総会等に、この接続の補助制度の中身等も説明しながら、1件でも接続が上がりまして、使用料が上がるようにという形で、努力していきたいというふうに努めて考えているところでございます。

○委員（川添公貴） 決算を見て、ぜひ一歩ずつでも進んでいかれるように、努力は望みたいと思うんですが、結局、今度も宮里にいいのをつくって、接続率が上がっていかないと、宝の持ち腐れみたいになってしまう可能性もありますし、有効活用するためにも、特別チーム、もしくはお客様センターに任せるだけではなくて、徴収は収納課と連携、接続の加入はまた特別チームを組むとかという方法を一歩考えていただければ、ありがたいのかなと思ってございます。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

○委員（成川幸太郎） 先ほどは失礼しました。川内地域の処理区における加入率というのを接続率と見ていいんですか。

○下水道課長（徳重勝美） はい、それでよろしいです。

○委員（成川幸太郎） でしたら、今73.5%に3,106戸が、申請あるいは接続されているとい

うことですが、この1年間で、今、川添委員からもあって、改善の努力というのはされていると思うんですが、どの程度ふえたんでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）前回、平成28年度に新規に下水道に接続された方は、約200件ほどいらっしゃるのですが、大分、ある程度加入のほうはおおむね上昇傾向にあるのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（成川幸太郎）上甕地区と比較してみると、加入率も当然低いんですが、使用料徴収率も川内地域は62.2%と非常に低く、上甕地区は93.6%なんですが、この差はどこにあると思われませんか。

○下水道課長（徳重勝美）上甕のほうは、収納率はいいんですけど、集落が川内地区より狭いという地区等もございまして、ある程度、まだ川内のほうにつきましては、下水道の接続がなかなか厳しい状況であることから、この差が開いているのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（成川幸太郎）それが、徴収率にかかわりが出てくるんですか。使用料徴収率とは関係ないんじゃないですか。

○下水道課長（徳重勝美）徴収率のほうにつきましては、甕島のほうにつきましては、ある程度、人が限定されておりますので、訪問する機会もたび重ねていけば、徴収していただける状態でございますから、川内地区とは、そこがちょっと状況が違うという形になります。

○水道局長（新屋義文）成川委員のおっしゃる徴収率の関係ですが、この徴収率は、接続をいただいた方のうち、使用料を支払っていらっしゃる世帯戸数を出したものでございますので、実際に入った中での加入されている方の徴収率ではなくて、申請があったうち徴収をしている世帯がこれだけですと、そういうことです。

○委員（成川幸太郎）わかりました。計画戸数に対する徴収率ですね。A分のCだから。計画に対する徴収率というのはおかしいじゃないですか。接続されている人に対する徴収率を出さないと、ちょっと数字的におかしいような気がするんですけど、どうでしょう。

○水道局長（新屋義文）おっしゃるとおり、計画戸数に対して、接続をしている率が加入率、そ

して、計画戸数に対して、要は料金を徴収している世帯、つまり接続をされても、空き家になったりとか、使われなくなっている戸数があるという意味で、この使用料を徴収している率というのをこの概要のところで、御説明をしているところでありまして、実際の徴収率というのは、また別の歳入のところでの御説明ということになると思います。

○委員（成川幸太郎）実際、接続されている人に対する徴収率というのは出てないんですか。

○下水道課長（徳重勝美）済みません、今ちょっと整理はしておりません。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（宮里兼実）245ページの真ん中、公共下水道整備費のその下の職員給与費が一人、1,044万2,745円というのは、これは一人ですよ。これこんなにたくさんもらいやつと。

○水道局長（新屋義文）給与費でございますので、実際の給料、期末勤勉手当のほかに、共済費等もございまして、それも含めて、1,000万円という、そういうことになります。

○委員（宮里兼実）なんて言いようがない。まあよかが、ほんなら。はい、わかりました。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（宮里兼実）あまりに、ずんばいじゃがと思って。

○水道局長（新屋義文）先ほどの給与費ですが、プラス時間外勤務手当も含まれているということで御理解をいただきたいと思います。

○委員（宮里兼実）はい、もういいですよ。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（橋口 芳）ちょっと話は変わりますが、ポンプの維持管理の状況はどのようになっているんでしょうか。それと、ポンプの耐用年数については、どのようになっているんでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）ポンプの維持管理につきましては、専門の業者に委託をしているところでございまして、月に点検をしていただいております。

それから、ポンプの耐用年数でございますが、今、下水道課で管理しております雨水ポンプ場に

つきましては、向田ポンプ場が、これは昭和４７年に建設されておりまして、今、４５年経過しておりますが、今のところ、機器のトラブルはないところでございます。

それから、平佐ポンプ場と中郷ポンプ場ということで、雨水のポンプ場がございますけれども、平佐ポンプ場につきましては、平成１１年度に供用開始しておりまして、今、１８年経過しております。中郷ポンプ場のほうが、平成４年に建設されておりまして、今、２５年経過しているところでございまして、平佐ポンプ場のほうに少しトラブルがございましたけど、修繕等を行って、今現在、大雨対策には問題なく稼働している状況でございます。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第１２１号 決算の認定について
（平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、議案第１２１号決算の認定について、平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第１２１号決算の認定について、平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。

決算書の２５５ページをお開きください。

まず、歳出について、説明いたします。

１款１項１目一般管理費は、農業集落排水事業の管理に要する経費で、支出済額は６，６７４万１，１２２円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、里浄化センターほか維持管理業務委託ほか１５件と機能強化対策工事薩摩川内地区（里）２８－１工区ほか１件が主なものでございます。

なお、１１節需用費の不用額２０３万４，３０９円は、主に各浄化センターの光熱水費の執行残が主なものであり、１３節委託料の不用額９９万９，００８円は、各浄化センターの維持管理業務委託料の執行残が主なものでございます。

次に、３款１項公債費の支出済額は、１目元金及び２目利子の合計で１億３，２２１万８８円で、施設整備等に伴う長期債の元利償還金であります。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、５０万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、説明します。

別冊の議会資料の８ページをごらんください。

平成２８年度決算に係る５０万円以上の節間流用の資料でございます。

８ページの下水道課における５０万円以上の節間流用は、番号８２番から８３番でございます。

８２番は、里地区の下水道施設発電機室の通信設備への落雷による破損を修繕するため、事項農業集落排水管理費の１３節委託料から同事項１１節需用費に７６万円を流用して執行したものであり、また、８３番は、里浄化センターの土壌脱臭床の効率化を図るためのダクト工事を施工するため、事項農業集落排水管理費の１３節委託料から同事項１５節工事請負費に９３万２，０００円を流用し、執行したものでございます。

以上が、５０万円以上の節間流用の対応状況でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、決算書の２５１ページをお開きください。

１款１項１目１節農業集落排水事業分担金の収入済額は１４万円で、城上処理区及び祁答院中央処理区の農業集落排水事業分担金であります。

次に、２款１項１目１節農業集落排水施設使用料の収入済額は４，９２８万３，７００円で、城上処理区ほか４処理区の農業集落排水施設使用料であり、収入未済額６０万８，４００円は、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、滞納者が行方不明により徴収不能となり５年が経過した２万２，５３０円を不納欠損処理しております。

次に、２項１目２節確認手数料の収入済額は５万６,７００円であります。

同じく２目１節督促手数料の収入済額は３万２,４００円で、収入未済額１万２,４００円は、施設使用料の収入未済に係ります督促手数料であります。

なお、徴収不能となり５年が経過した５００円を不納欠損処理しております。

次に、２５３ページをお開きください。

３款１項１目１節農業集落排水事業費補助金の収入済額は１２０万５,０００円で、里処理区の機能強化対策工事等への県補助金である農業集落排水施設整備促進事業交付金で、補助率は１０％に財政力指数に応じた補正係数を乗じたものであります。

４款１項１目１節一般会計繰入金の収入済額は１億２,８２０万５,２３４円であります。

次に、６款２項１目１節雑入の収入済額は３２万８,１７６円で、原子力立地給付金であります。

次に、７款１項１目１節農業集落排水事業債の収入済額は９２０万円で、機能強化対策実施設計業務委託に係る農業集落排水事業債及び里処理区の機能強化対策工事に係る辺地対策事業債であります。

次に、９款１項１目１節農業集落排水事業補助金の収入済額は１,０５０万円で、里処理区の機能強化対策工事等への国の補助金である農山漁村地域整備交付金で、補助率は５０％であります。

続きまして、２５７ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも１億９,８９５万１,０００円で実質収支額は０円であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） ばらつきが地域によって起こって、もう収入が赤になったり、黒になったりするんですけども、これの対策というのは、どのようにとられているのか。

○下水道課長（徳重勝美） これにつきましては、各訪問等をするしかないのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（成川幸太郎） この中で、こういった地

域でまとまって、地域の責任者のな人を設置して、そこで、そういった組織をつくってやるというようなことは考えない、個別対応なんですね。

○下水道課長（徳重勝美） 今のところは、個別対応でやっております。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました

△議案第１２２号 決算の認定について
(平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（福元光一） 次に、議案第１２２号決算の認定について、平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第１２２号決算の認定について、平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。

決算書の２６６ページをお開きください。

まず、歳出について、説明いたします。

１款１項１目一般管理費は、漁業集落排水事業の管理に要する経費で、支出済額は２,５７６万２,２１９円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、手打浄化センターほか維持管理業務委託ほか１２件が主なものであります。

なお、１１節需用費の不用額１１万３８４円

は、各浄化センターの光熱水費等の執行残、12節役務費の不用額51万6,617円は、各浄化センターの水質検査等の執行残、13節委託料の不用額101万9,280円は、各浄化センターの維持管理業務委託等の執行残が、それぞれ主なもので、27節公課費の不用額82万9,500円は、消費税及び地方消費税の納付実績による執行残であります。

また、9節旅費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金、23節償還金利子及び割引料で、それぞれ執行がなかったのは、下甕地区現地協議普通旅費等、浄化センター等停電対策用の機械・車両等借上料、水道システム改修業務委託に伴う負担金、使用料の過誤納還付金がそれぞれなかったことにより、全額未執行となったものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で4,808万9,960円で、施設整備等に伴う長期債元利償還金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、262ページをお開きください。

1款1項1目1節漁業集落排水事業分担金の収入済額は16万円で、手処理区に係る漁業集落排水事業分担金であります。

次に、2款1項1目1節漁業集落排水施設使用料の収入済額は1,755万8,610円で、平良処理区ほか2処理区の漁業集落排水施設使用料であり、収入未済額2万9,670円は、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、滞納者が行方不明により、徴収不能となり5年が経過した4,430円を不納欠損処理しております。

次に、2項1目1節確認手数料の収入済額は2万4,000円であります。

同じく2目1節督促手数料の収入済額は9,200円で、収入未済額700円は、施設使用料の収入未済に係ります督促手数料であります。

なお、徴収不能となり、5年が経過した100円を不納欠損処理しております。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は5,508万1,045円であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は101万9,324円で、消費税及び地方消費税の

納め過ぎとなった平成26、27年度分の還付金と原子力立地給付金であります。

続きまして、268ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも7,385万2,000円で、実質収支額は0円であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（宮里兼実） 先ほどから滞納者が行方不明であって、もうその後は、例えば、行方不明だからおいやれんごとなったと。もうそれで、打ち切りなんですか。もうあきらめるわけですか。

○下水道課長（徳重勝美） もう行方不明という形で、探す当てもなく、これは法で5年間経過したら不納欠損していいよという法律がございますものですから、それにのっとって、不納欠損しております。

○委員（宮里兼実） まあ、金額もこの上下水道だけじゃなくして、いろいろ給食費とか、税金関係にしても、滞納者がおるわけですがけれども、まあ、取れないから諦めて、5年が経過すれば不納欠損で処理すればいいという安易な考えを職員の方々は持っているのか、これは大小なりとも何とかして、回収せないかんという気構えが、職員に対してあるのかなのか。

○水道局長（新屋義文） 先ほど来、お客様センターというものがございます。徴収につきましても、お客様センターと協力をしながら、各戸に一緒に訪問したりとか、お客様センターが月に一回とかずっと回ってますので、職員も合わせて一緒に行っております。請求権のある5年の間については、一生懸命徴収に努めているところでありますので、今後ともそのように対応をしていきたいと考えております。

○委員（宮里兼実） 滞納者は滞納者で、行方不明、さっきも言いましたように、住所を変えて、どこか同じ市内にいるのか、それとも死亡されて、そういう方もいらっしゃると思うんですけれども。やはり、余り不納欠損で5年間辛抱すれば、我慢をしようという気持ちにならないように、やはり努力して、回収ができるように頑張ってください。終わります。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しまし
た。

△議案第 1 2 3 号 決算の認定について
（平成 2 8 年度薩摩川内市浄化槽事業特別
会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、議案第 1 2 3 号決
算の認定について、平成 2 8 年度薩摩川内市浄化
槽事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第
1 2 3 号決算の認定について、平成 2 8 年度薩摩
川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について、
説明いたします。

決算書の 2 7 5 ページをお開きください。

まず、歳出について、説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、上甕地域の市町村
設置型浄化槽の管理に要する経費で、支出済額は
9 0 8 万 8, 0 4 7 円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、上
甕地域戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託が主
なものでございます。

なお、1 1 節需用費の不用額 6 3 万 3, 4 1 1 円
は、合併浄化槽・ブローワー等の修繕料の執行残で、
1 3 節委託料の不用額 1 0 8 万 5 4 2 円は、浄化
槽維持管理業務委託の執行残でございます。

また、9 節旅費、1 9 節負担金補助及び交付金、
2 3 節償還金利子及び割引料で、それぞれ執行が
なかったのは、地元との協議、水道システム改修

業務委託に伴う負担金、使用料の過誤納還付金が
それぞれなかったことにより、全額未執行となっ
たものでございます。

次に、3 款 1 項公債費の支出済額は、1 目元金
及び 2 目利子の合計で 5 1 0 万 3, 1 1 6 円で、施
設整備等に伴う長期債の元利償還金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、
前に戻っていただき 2 7 3 ページをお開きくださ
い。

1 款 1 項 1 目 1 節浄化槽事業分担金は、年度中
の浄化槽への新たな接続がなく、分担金の収入が
なかったものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目 1 節浄化槽排水施設使用料
の収入済額は 7 1 7 万 6, 9 6 0 円で、上甕地区の
浄化槽排水施設使用料でございます。

収入未済額 6 万 8, 2 7 0 円は、現在、徴収に努
めているところでございます。

次に、2 項 1 目 1 節確認手数料は収入済額 0 円
で、新設分がなかったものであり、同じく 2 目 1
節督促手数料の収入済額は 2, 4 0 0 円で、収入未
済額 1, 2 0 0 円は、施設使用料の収入未済に係り
ます督促手数料でございます。

次に、4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金の収入
済額は 7 0 1 万 1, 8 0 3 円であります。

続きまして、2 7 7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額
とも 1, 4 1 9 万 1, 0 0 0 円で、実質収支額はゼ
ロ円であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました

△議案第 117 号 決算の認定について
（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第 117 号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第 117 号平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、下水道課分について、説明いたします。

決算書の 135 ページをお開きください。

まず、歳出について、説明いたします。

4 款 2 項 4 目地域下水処理費は、下水処理施設の維持管理及び小型合併処理浄化槽設置に係る補助金交付等に係る経費で、支出済額は 1 億 8,273 万 5,821 円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水処理施設管理費において、鹿島浄化センター長寿化計画策定業務委託ほか 9 件、小型合併処理浄化槽整備補助事業費において、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金 382 件、平成 28 年 4 月に水道局お客さまセンターを開所したことに伴う、上下水道・温泉事業窓口等関連業務委託、また、浄化槽費における浄化槽事業特別会計繰出金が主なものでございます。

11 節需用費の不用額 70 万 6,114 円は、永利・鹿島の浄化センターの光熱水費の執行残が主なもので、19 節負担金補助及び交付金の不用額 615 万 9,000 円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付実績による執行残が主なものでございます。

28 節繰出金の不用額 186 万 6,197 円は、浄化槽事業特別会計の決算額に伴う執行残であります。

また、15 節工事請負費の未執行は、下水処理施設区域内において、取り付け管布設工事がなかったため、同じく 23 節償還金利子及び割引料は過年度使用料過誤納等に係る還付金がなかったことにより、全額が未執行となったものでございま

す。

なお、予備費支出の 275 万 6,000 円は、鹿島浄化センターの前処理施設ポンプの故障が 2 月に発生し、緊急に対応するため、予備費から修繕料に 107 万 5,000 円を、委託料に 168 万 1,000 円をそれぞれ充用し、流量調整槽内に堆積していた汚泥のしゅんせつ業務委託とポンプ取りかえ修繕を行ったものでございます。

次に、147 ページをお開きください。

6 款 3 項 4 目農業集落排水費は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は 1 億 2,820 万 5,234 円であります。

28 節繰出金の不用額 466 万 1,766 円は、農業集落排水事業特別会計の決算額に伴う執行残であります。

次に、151 ページをお開きください。

6 款 5 項 5 目漁業集落排水費は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は 5,508 万 1,045 円であり、不用額 342 万 6,955 円は、漁業集落排水事業特別会計の決算額に伴う執行残であります。

次に、169 ページをお開きください。

8 款 5 項 4 目下水道費の支出済額は 4 億 4,244 万 3,098 円であり、内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水道管理費において、職員 9 人分の給与費、次のページ、171 ページをお開きいただき、ポンプ場管理費において、中郷ポンプ場・平佐ポンプ場維持管理業務委託ほか 2 件及び公共下水道費における公共下水道事業特別会計繰出金が主なものであります。

また、平佐ポンプ場排水ポンプ故障に伴う修繕料を 3 月補正予算で計上いたしましたが、年度内完成が見込めず 840 万円を翌年度へ明許繰り越しいたしました。なお、本年 4 月末には修理が完了し、6 月末で事業完了しております。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50 万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、説明いたします。

別冊の議会資料の 8 ページをごらんください。

下水道課における 50 万円以上の節間流用は、番号 81 番で、公共下水道事業特別会計の歳入不足が生じるため、一般会計から繰出金の増額を行う必要があり、事項ポンプ場管理費の 13 節委託料から事項公共下水道費の 28 節繰出金に 153

万円を流用して執行したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、決算書の17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料のうち、下水道課分の収入済額は2,147万3,490円であり、永利処理区及び鹿島処理区の下水道施設使用料でございます。

収入未済額22万200円は、全額下水道課分の下水道施設使用料であり、現在、徴収に努めております。

次に、21ページをお開きください。

同じく6目3節都市計画使用料のうち、下水道課分の収入済額は6,170円で、備考欄は次のページ23ページをお開きいただき、備考欄、一番下の都市下水路占用料でございます。

次に、27ページをお開きください。

2項3目1節衛生手数料のうち、下水道課分の収入済額は2万2,000円で、次のページ、29ページ備考欄のとおり、排水設備計画確認等手数料が主なものでございます。

同じく2節督促手数料の収入済額は1万9,200円で、収入未済額2,900円は、衛生使用料の収入未済に係ります督促手数料であります。

次に、35ページをお開きください。

15款2項3目2節清掃費補助金の収入済額は3,109万5,000円で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係ります国の循環型社会形成推進交付金であり、補助率は、本土が3分の1、甌島が2分の1であります。

次に、43ページをお開きください。

16款2項3目3節清掃費補助金の収入済額は2,941万1,000円で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る県の浄化槽整備事業交付金であり、補助率は、基本補助率本土分3分の1、離島分4分の1となっております。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、下水道課分の収入済額は1,759円で、備考欄は55ページをお開きいただき、備考欄の下から3番目の下水道整備貸付基金利子収入でございます。

続きまして、財産に関する調書について説明い

たしますので、376ページをお開きください。

出資による権利のうち、下水道課分は、下から4番目の県環境検査センター出捐金115万円で決算年度中の増減はありません。

次に、381ページをお開きください。

運用基金の表中下水道課分は、一番下の下水道整備貸付基金で、基金の総額は1億2,000万円で、決算年度中の増減はありません。

次に、基金の運用状況について、説明いたしますので、389ページをお開きください。

下水道整備貸付基金は、下水道への接続推進を図るため、無利子の貸付制度として運用しており、貸付の対象は、下水道施設へ接続するための排水設備改造工事に係る経費でございます。

(5)の貸付の状況のとおり、平成28年度中の貸付は、1件85万9,000円で、平成28年度末の基金の貸付残高は266万5,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（橋口 芳） 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会の負担金が28万6,000円となっているんですが、この内訳はどんな内訳になっているのでしょうか。

○主幹兼管理グループ長（野元正文） 決算資料1の88ページに、負担金のほうに書いてございますが、均等割と整備実績割のほうの金額で28万6,000円というふうになっております。

負担金の会費は、正会員が定額で2万円となっております。そして、平成27年度の実績基数に700円を掛けまして、平成27年度が380基でしたので、700円掛けまして26万6,000円、合計28万6,000円の負担金となっております。

○議員（橋口 芳） 一般市民は、浄化槽を設置したら、毎年専門の業者に頼んで、浄化槽の点検をしてもらっているんですが、鹿児島県の環境管理センターというなんかちょっといいかわしい、私は余り好きじゃないんですけど、そういうセン

ターが点検に来るんです。あの関係とどういう関係があるんですかね。

○下水道課長（徳重勝美） 通常、浄化槽を設置しておりますと、業者の方が月々点検に来られます。また、それとは別に、法で、その浄化槽自体が適正に保たれているかということで、その業者の方々が検査をされるのが、その元でございます。

今、ちなみに、三年に一回、県のほうから検査に来られる状況となっております。

○委員長（福元光一） また後で聞きにいらしてください。

○議員（橋口 芳） また後で教えてください。

○水道局長（新屋義文） 先ほど公共下水道のときに、給与費1,000万円ということでしたが、資料に基づいて、御説明いたしたいと思いますので、決算附属書の214ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書ということございまして、下の表に、特別会計で、公共下水道事業ということで、職員数1名と書いてございます。

その内訳として、給料、職員手当と共済費とございますが、この職員手当等のところで、時間外勤務手当があるということで申しましたが、11名に対する時間外勤務手当も含んでいるということで、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。
以上で、下水道課を終わります。

△建設政策課の審査

○委員長（福元光一） 次は、建設政策課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一） まず、建設政策課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは、ただいまから建設部6課1室の審査のほう、よろしく願いを申し上げます。

まず、建設部全体といたしまして、平成28年度予算額が59億6,600万円、決算額で49億5,900万円で、執行率が83.1%でありました。

これは、前年度より6ポイントほど下がっておりますが、原因といたしましては、建設整備課の駅前白和線の繰り越し、建設維持課の開戸橋などの橋梁長寿命化に伴います繰り越し、建築住宅課の川北地区借り上げ型市営住宅建設などの大型物件の繰り越しが重なったものでございました。

なお、予算額といたしましては、平成27年度が57億円、平成28年度が59億円と、2億円ほど多かったことを御説明させていただき、建設政策課の主要事項報告について、説明させていただきたいと思いますが、決算附属書の138ページをごらんいただきたいと思います。

まず、用地の関係で、用地グループにおきまして、土地の取得及び登記の促進に努めてまいりました。

地籍調査事業が完了をいたしました。地籍の成果のデータや基準点座標等を管理しておりまして、家屋調査士や建設業協会から測量等に多数の請求があり、開示の手続などを行っております。

また、未登記土地の処理につきまして、公共嘱託登記協会に委託をしながら、進めております。

なお、他の課で実施をしております道路整備、公園、区画整理等に伴います用地買収や登記事務全てを受け入れて処理をしているところでございます。

川内川改修につきましては、それぞれの期成会で、国の関係機関へ要望活動を展開し、大小路地区の市街部改修につきましても、用地買収はほぼ完了をしたところでございます。

南九州西回り自動車道も阿久根市と立ち上げました阿久根川内道路建設促進協力会を中心に、要望を展開し、阿久根インターから（仮称）西目インター間は、既に用地買収に入っているところでございます。

今後、水引インターから西方までの区間につきましても、早期に用地買収に入っていただくように、鹿児島国道事務所と密接な連携を取りながら、進めているところでございます。

このほか、蘭牟田瀬戸架橋の建設など、県事業につきましても、建設政策課が窓口となりまして、対応をいたしております。詳細につきましては、課長のほうから説明がございまして、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（福元光一） 引き続き、当局の補足説

明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二） それでは、議案第117号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、建設政策課分について、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、決算書の97ページをお開きください。

一番下の2款1項13目地籍調査費の支出済額7,115万6,613円は、地籍調査事業に係る経費と、市道等の用地取得並びに本市未登記解消に向けた経費が主なものであります。

支出の内容であります。備考欄記載のとおり、事項地籍調査事務費において、地籍調査関係職員の給与費及び、次のページの備考欄です。公共嘱託登記業務委託ほか10件と、事項用地管理事務費において、行政事務嘱託員報酬、用地関係職員の給与費及び公共嘱託登記業務委託ほか14件が主なものであります。

不用額についてであります。13節委託料の不用額161万2,467円は、公共嘱託登記業務委託料の執行残で、地籍図修正業務及び登記調査業務等の実績によるものであります。

次に、159ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費の支出済額2億3,967万1,505円は、職員の人件費など一般管理経費及び道路関係の要望活動等に要した経費であります。

支出の内容であります。備考欄記載のとおり、事項土木総務費において、建設部関係職員の給与費並びに鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会負担金ほか8件が主なものであります。

なお、各期成会・協議会等の負担金の額につきましては、それぞれ均等割、人口割並びに延長割等で決定されております。

次に、不用額についてであります。3節職員手当等の不用額329万1,820円は、時間外勤務手当の執行残が主なもので、建設部全体の時間外勤務手当を建設政策課で予算措置し、各課、各支所に配分しておりますことから、各課、各支所の時間外勤務手当の実績による執行残であります。

次に、163ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費の支出済額1億4,548万7,794円のうち、建設政策課分は183万6,800円であります。

支出の内容であります。各種期成会への負担金や、河川改修関係の要望活動並びに総会等への出席に要した経費で、備考欄記載のとおり、事項河川管理費において、川内川下流改修促進期成会分担金及び川内市街部改修促進期成会補助金等が主なものであります。

次に、165ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費の支出済額7,846万3,497円のうち、建設政策課分は41万8,930円であります。

支出の内容であります。各種協議会等への負担金や港湾関係の要望活動並びに総会等への出席に要した経費で、備考欄記載のとおり、事項港湾総務費において、日本港湾協会会費ほか2件が主なものであります。

次に、167ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の支出済額1億2,587万7,865円のうち、建設政策課分は65万6,690円であります。

支出の内容であります。南九州西回り自動車道の建設促進に係る協議会等への負担金や要望活動並びに総会等への出席に要した経費で、備考欄中ほどに記載のとおり、事項南九州西回り自動車道建設促進事業費において、同自動車道建設促進期成会負担金ほか2件が主なものであります。

なお、このほか2件の負担金であります。この中には、平成27年度新規事業化となった阿久根川内道路建設促進協力会の負担金が含まれておりますが、同協力会において、事業の促進を図るため阿久根市と薩摩川内市に、現地対策本部を設置することとなりました。

つきましては、明日、15時30分から、建設政策課前において、同協議会の副会長である岩切市長と同じく監事であられます新原議長出席のもと、現地対策本部看板設置式を予定しておりますので、御報告いたします。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、27ページをお開きください。

14款2項1目1節総務手数料の収入済額5,258万6,950円のうち、建設政策課分は、備考欄一番下の地籍成果品交付手数料73万3,980円であります。

この手数料につきましては、地籍調査の成果品

であります一筆座標、多角点座標及び多角点網図の交付手数料になります。

なお、今回から説明を求められておりました50万円以上の流用につきましては、建設政策課はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。

ここで休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△建設整備課の審査

○委員長（福元光一）次は、建設整備課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）まず、建設整備課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）建築整備課でございますが、附属書は141ページからになります。

市道の整備推進では、駅前白和線の整備事業を行ってまいりまして、既に上部工も終わりに近づき、本年度中の開通見込みとなってまいりました。

甌地域におきましては、中甌江石線の整備を継続して進めてまいりましたが、本年度中に開通の見込みとなってまいりました。

鹿島の鳥ノ巣線も、用地の協力をいただいた部分から整備を進め、展望所へのアクセスを向上さ

せてまいりました。いずれも国庫補助対応であります。

また、市内全域から要望のあります道路整備といたしましては、馬場掛川線ほか19路線の整備を行っております。

電源立地校区振興事業といたしまして、寄田と久見崎地区でそれぞれ1路線ずつ継続事業を展開してまいりました。

県道の整備におきましては、川内祁答院線など6路線の整備につきまして、それぞれ負担金を支出しております。

港湾整備におきましても、川内港、里港、長浜港について、それぞれ負担金を支出いたしております。

公園整備におきましては、市内の都市公園、普通公園、農村公園につきまして、指定管理者に委託をしながら維持管理、運営に努めております。公園長寿命化計画に伴う老朽化施設の更新にも努めてきたところであります。

詳細につきましては、課長から説明がございます。

○委員長（福元光一）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第117号平成28年度薩摩川内市一般会計、歳入歳出決算書の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、決算書の145ページをお開きください。

6款3項1目農業土木総務費のうち、建設整備課分は、右側のページの備考欄下段の農村公園管理費で支出済額1,107万8,321円で、矢立農村公園指定管理料ほか9件の委託料などに要した経費です。

次に、161ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費のうち、建設整備課分は支出済額4億2,121万4,562円です。なお、道路整備に係る事業費の一部、1億5,593万4,000円を平成29年度に繰り越しております。

右のページの備考欄をごらんください。一般道路整備事業費、次のページの164ページをお開きください、備考欄の下段の中甌江石線整備事業費、鳥ノ巣線整備事業費などの関連する工事費や

委託費及び用地購入費などに要した経費です。

次に、165ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費のうち、建設整備課分は右側のページの備考欄の港湾県営事業負担金で、支出済額7,373万9,000円です。これは、県が施行する川内港、長浜港、里港に係る港湾整備に伴う負担金として支出したものです。

次に、167ページをお開きください。

8款5項2目街路費のうち、建設整備課分は右側のページの備考欄の駅前白和線整備事業費で、支出済額1億8,424万8,286円です。なお、整備に係る事業費の一部、4,740万3,000円を平成29年度に繰り越しております。次のページの170ページをお開きください。備考欄に記載のとおり、本事業に係る工事費や下水道施設移設補償費等に要した経費です。

次に、171ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費の支出済額3億6,620万2,104円です。なお、公園整備に係る事業費の一部、6,062万3,000円を平成29年度に繰り越しております。右側のページの備考欄に記載のとおり、公園管理事業費、総合運動公園整備事業費、三堂公園整備事業費で、公園の指定管理料や工事及び委託料並びに用地購入費などに要した経費です。

ここで、未執行について説明いたしますので、171ページの22節補償、補填及び賠償金のところで、執行額がゼロになっていますので、これについてはちょっと説明いたします。

これにつきまして、鹿島地域にある鳥ノ巣展望所を県が、魅力ある観光地づくり事業により、遊歩道などの施設整備に伴い、工事に支障になる電話柱の移設が必要ということから、この移設費について展望所の管理である市が執行することでNTT、県、市の3者で協議が整っていたが、県が整備の範囲を縮小したために、今回電話柱の移設を行わなかったことから、執行いたしませんでした。

次に、207ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費のうち、建設整備課分の支出済額は104万4,096円です。右側のページの備考欄の中段付近をごらんください。建設整備課分の台風などにより被害を受けた東郷平和公園倒木除去作業業務

委託や、施設修繕に要した経費です。

なお、以上説明いたしました支出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧表をごらんください。議会資料の4ページをごらんください。

本課における50万円以上の節間流用は、4ページの40番から5ページの48番までの9件であります。40番から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

40番は、入来町の黒武者線で用地測量に変更の必要があり、事項一般道路整備事業費の22節補償、補填及び賠償金から同事項13節委託費に85万円予算を流用し、予算執行したものです。

41番は、川永野町のエコパーク鹿児島周辺地域振興事業で、川永野鹿角川線の道路線形変更により建物等調査の必要が生じたため、事項一般道路整備事業費の15節工事請負費から、同事項13節委託費に194万6,000円を流用し、予算執行したものです。

42番は、駅前白和線の新地橋架設のための橋梁下部工事の再積算を行ったところ、予算が不足したため、事項駅前白和線整備事業費の22節補償、補填及び賠償金から、同事項15節工事請負費に197万5,000円予算流用し、予算執行したものです。

次のページの5ページをごらんください。

43番は、風雨により破損した公園施設を修繕する必要があったため、事項総合運動公園整備事業費の13節委託料から、事項公園管理事業11節需用費に204万3,000円予算流用し、予算執行したものです。

44番は、寄田町の新田大山線で、切土法面施工において、植生マット工への変更の必要が生じたため、事項一般道路整備事業費の22節補償、補填及び賠償金から、同事項15節工事請負費に276万2,000円予算流用し、予算執行したものです。

45番は、百次町の百次・今村線ほか1路線で、道路改良工事のための測量設計業務委託の再積算を行ったところ、予算が不足したため、事項一般道路整備事業費の1節工事請負費から同事項13節委託料に325万5,000円予算流用し、予算

執行したものです。

46番は、川永野町のエコパーク鹿児島周辺地域振興事業で、川永野鹿角川線の道路線形変更により測量設計業務の必要が生じたため、事項一般道路整備事業費の15節工事請負費から同事項13節委託費に456万円予算流用し、予算執行したものです。

47番は、川永野町に県が整備した産業廃棄物管理型最終処分場の建設に伴う地区振興事業で、限之城地区多目的公園の土地購入を進めており、土地所有者から用地買収への早期対応に応えるため、また公園整備の進捗を図るために用地取得する必要が生じたため、事項公園管理事業費の22節補償、補填及び賠償金から同事項17節公有財産購入費に500万円予算流用し、予算執行したものです。

48番は、47番と同じ理由により、公園整備の進捗を図るために用地取得する必要が生じたため、事項公園管理事業費の13節委託料から同事項17節公有財産購入費に534万円予算流用し、執行したものです。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたします。決算書の19ページをお開きください。

14款1項4目農林水産使用料、1節農業使用料で、建設整備課分は、右側の備考欄の中段あたりに記載の建設整備課分で、収入済額1万2,030円です。これは東郷町の藤川ふれあい交流公園ほか、農村公園内にある電柱等の使用料です。

次に、21ページをお開きください。

14款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料で、建設整備課分は、右側の22ページの備考欄に記載の建設整備課分で、収入済額1,578万1,818円です。なお、次のページの24ページの備考欄もあわせて御参照ください。主なものは寺山レストハウス及びポニー乗馬などや限之城川公園駐車場使用料の駐車料金です。

次に29ページをお開きください。

14款2項6目土木手数料、1節土木手数料で、右側ページの備考欄に記載の建設整備課分で、収入済額620円です。諸証明手数料でボランティア実績などの証明に係る手数料です。

次に、35ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、1節道路橋梁補助金で、右側ページの備考欄に記載の建設整備課分で、収入済額2,982万3,000円です。収入未済額は2,047万2,000円で、馬場掛川線ほか2路線に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものです。この社会資本整備総合交付金は馬場掛川線ほか2路線の整備に伴う補助金で、補助率は本土地域は55%で、甑地域が60%です。

次に、下段の2節都市計画事業費補助金で、右側ページの備考欄に記載の建設整備課分で、収入済額は5,301万4,000円です。この社会資本整備総合交付金は駅前白和線の整備に伴う補助金で、補助率は55%です。

次に、下段の3節公園緑地事業費補助金で、収入済額714万2,000円です。収入未済額は2,185万2,000円で、公園施設長寿命化事業に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものです。右のページの備考欄の社会資本整備総合交付金の補助金で、補助率は50%です。

次に、47ページをお開きください。

16款2項6目土木費補助金、6節都市計画費補助金で、収入済額1,597万円です。右側のページの備考欄に記載のとおり、特定離島ふるとおこし推進事業補助金で、鹿児島町の夜萩円山公園の施設整備に伴う県からの補助金です。

次に51ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入で、建設整備課分は54ページをお開きください。備考欄の中段あたりに記載の建設整備課分で、収入済額145万7,873円です。公園内に設置してある自動販売機などの貸地料です。

次に、55ページをお開きください。

17款2項2目物品売払収入、1節物品売払収入で、建設整備課分は58ページをお開きください。備考欄の上段あたりに記載の建設整備課分で、収入済額は249万7,900円です。祁答院町の矢立農村公園のニジマスの売払収入です。

次に、61ページをお開きください。

21款4項2目土木費受託事業収入、1節道路事業受託事業収入で、収入済額707万9,000円です。収入未済額は386万1,000円で、エコパーク鹿児島周辺地域振興事業に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため、生じたものです。

これは、県が施行した産業廃棄物管理型最終処分場の建設に伴い、市が実施した周辺地域振興事業に係る県からの受託事業収入です。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入で、建設整備課分は72ページをお開きください。備考欄の下段あたりに記載の建設整備課分で、収入済額461万2,096円です。なお、次のページの74ページの備考欄もあわせて御参照ください。主なものは電気、水道実費収入金及び川内駅西口・東口駅前広場管理受託収入などです。

以上で、歳入について、説明終わります。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

373ページをお開きください。表の区分の行政財産の公共用財産の公園緑地帯の欄をごらんください。

まず、土地について、56万4,390.13平方メートルの増と、27万3,031.28平方メートルの減となっており、増減は29万1,358.85平方メートルの増となり、決算年度末現在高が263万2,893.27平方メートルとなります。これは、祁答院地域が地籍調査により、地籍が確定したことに伴い、藺牟田池自然公園の面積が大幅にふえたことが主なもので、また厚生園跡地の所管がえ及び隈之城地区多目的公園などによる増分です。また、減分の主なものは吉野山公園を廃止し、地域政策課へ所管がえしたことによります。

建物について、合計欄で20.70平方メートルの増と、3,515.08平方メートルの減となっており、増減は3,494.38平方メートルの減となり、決算年度末現在高が2万7,803.05平方メートルとなります。これは、西開聞都市緑地のトイレ等の増分で、また減分は藺牟田池自然公園内のバンガローなどの所管がえや、表の下記米印のとおり、建物と工作物を区分したことにより、あずまやなどを除外したことによります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）この流用の関係で、節間流用等においては議会の議決等は必要ないという

ような形でものが進んでいて、今年度決算において初めて、こういう流用等が出てきておるんですけども。今、説明をいただきましたけれども、200万円以下においてはなんですけど、この46、47、48あたりの456万円、500万円、530万円と御説明をいただきましたけれども、通常、我々が考えたときに、予算減額したり、また再度、査定のし直しをしたりというのが本筋じゃないかなとも思ったりもするんですけども。

そういうところの流れ、内容が少し把握できれば、説明いただければと思います。

○建設部長（泊 正人）特に道路事業において、400万円とかそういうのが出てまいります、当初で同じ費目の中で工事請負費、補償費、委託料というふうに予算づけをしておるんですけども、用地を買う予定であったところがどうしても地権者の都合により、年度内の契約が無理というようなところで、逆に既に用地買収が済んでおったところの工事を、工事請負費に回せば、それだけ事業効果が発揮できるというような中での、一つの路線の中での入れかえをしたりはしております。

また、委託料につきましては、当然、地権者が、交渉が不調に終わって、どうしても線形を変えないといけないような場合にやはり、大きな委託料が発生するというので、こういう流用が発生をしております、別のところから持ってくるものではなくて、一つの路線内での一事業の中での補償費、あるいは工事請負費のやりとりになっております。

できるだけ、これがないように精査しながら進めていきたいと思っております。今後とも…。

○委員（大田黒 博）まず流用においては、担当部署を置いて、課長以下、部長がこういう決定をするんでしょうけれども、財政とのやりとりはあるんでしょうか。

○建設部長（泊 正人）毎回、財政課と協議をして、進めさせていただいております。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。

---

△建設維持課の審査

○委員長（福元光一）次は建設維持課の審査に

入ります。

△議案第117号 決算の認定について  
(平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長(福元光一) まず、建設維持課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長(泊 正人) 次は建設維持課でございます。

附属書が144ページからになります。市道の維持管理につきましては、年間1,000件を超える要望に対しまして、予算の制限もございますが、大体9割については対応できているところでございます。

境界の確認やガス、水道など、各種専用申請があり、それぞれ対応をまいっております。

交通安全対策につきましても、春と秋の交通安全週間中に実施される道路診断結果等を参考にし、各箇所について交通安全施設の設置を実施してまいりました。

橋梁維持補修事業につきましては、長寿命化計画に基づき、国の補助の範囲内で進めているところでございます。事業費がかなり上がりますので、進捗が思うようにいかないところが課題ですが、他市町とも同様であり、連携しながら関係機関へのこの橋梁長寿命化に対します予算の要望も続けているところでございます。

災害対策につきましては、急傾斜地崩壊対策事業や内水対策中長期ビジョンに基づき、浸水被害解消のため、排水路整備を進めてまいりました。年度内に発生いたしました公共土木災害復旧事業につきましては、20件を実施をしたところでございます。

それでは、この後、課長のほうが詳細に説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(福元光一) 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長(内田俊彦) それでは、議案第117号決算の認定について、平成28年度一般会計歳入歳出決算にかかわる建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、一般会計歳入歳出決算書の161ページをお開きください。

上段になります8款2項1目道路橋梁総務費で、支出済額1億3,127万7,746円であります。

支出の主な内容は、備考欄に記載の道路橋梁総務費では職員の給与費、また道路橋梁附帯設備管理費では、冷水橋橋梁照明施設取替修繕工事ほか、21件など支出いたしました。不用額につきましては、22節補償、補填及び賠償金で、これは道路瑕疵による賠償金で、案件がなかったことによる残となっております。

次は、その下になります8款2項2目道路維持費で、支出済額8億1,870万2,002円であります。

支出の主な内容は、備考欄の道路維持補修班の人件費、道路愛護作業謝金、要望などにかかわる道路の維持修繕工事や、伐採業務委託などに支出したものであります。不用額につきましては、11節需用費で電気料や燃料費等の執行残によるものでございます。また、全く使用しなかったものとして、19節負担金及び交付金で、新たな道路維持補修嘱託員の草刈り機の取り扱い講習会を計画しておりましたが、対象者がなかったことによるものでございます。

次は、その下になります8款2項3目道路新設改良費で、支出済額4億4,121万3,258円のうち、建設維持課分は164ページをお開きください。164ページ、備考欄の上から15行目付近に記載の交通安全施設単独事業費の1,999万8,696円でございます。内容は、交通安全施設のガードレール、カーブミラー、区画線などの設置をしております。

次は、左の163ページになります。中段付近になります、8款2項4目橋梁維持費で、支出済額2億4,428万120円でございます。支出の主な内容は、備考欄の杭木橋拡幅工事ほか19件の工事に支出したものであります。

次は、その下、8款3項1目河川総務費で、支出済額1億4,548万7,794円のうち、建設維持課分は1億4,365万994円です。

支出の主な内容は、備考欄記載の河川管理費では水門管理人報酬、それから166ページをお開きください、備考欄の上段に記載の河川愛護謝金、それから準用河川などの伐採業務委託に支出しております。河川施設管理費では、普通河川の寄洲除去や半崎川の護岸整備等の支出になります。排

水機場管理費では、排水機場管理人報酬等の支出となります。急傾斜地崩壊対策事業費では、牛峯地区ほか7件の工事請負費に支出しております。

不用額につきましては、163ページに戻っていただき、1節報酬で、これは水門管理人の報酬で、管理する樋門が減ったことなどによるものでございます。また、11節需用費で、これは修繕料で、水門などの修繕に至る案件が少なかったものによるものでございます。

次は、165ページになります。中段付近になります。8款3項2目河川改良費で、支出済額4,590万円であります。主な支出の内容は、備考欄の特定離島排水路整備事業費で、里地区での排水対策の整備にかかわる支出であります。

次も、その下になります8款4項1目港湾総務費で、支出済額7,846万3,497円のうち、建設維持課分は430万5,567円です。

主な支出の内容は、備考欄の港湾総務費では江石港港湾長寿命化計画策定業務委託を実施し、港湾排水機場管理費では、里町の荒切川排水機場の管理人報酬に支出しています。

次は175ページの下段になります。9款1項5目水防費でございます。支出済額27万1,041円であります。これにつきましては、水防倉庫18カ所に土のう、ブルーシートなどの水防資材を出水対策として購入したものでございます。

次は、177ページの上段になります。9款1項6目災害対策費については、支出済額5億2,431万5,612円のうち、建設維持課分は1億4,878万3,420円です。

主な支出の内容は、備考欄の災害予防応急対策費で、下から10行目付近になります上五代地区排水路整備工事はほか9件の工事及び特別災害復旧補助金91件などに支出しています。不用額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、620万4,781円のうち、建設維持課分は462万7,000円です。これは特別災害復旧補助金の執行残によるものです。

次は205ページをお開きください。

中段付近になります。11款2項1目現年公共土木災害復旧費で、支出済額1億1,454万3,785円であります。主な支出の内容は、備考欄の職員給与費と災害復旧工事20カ所の工事請

負費でございます。

次は、その下になります11款2項2目現年単独土木災害復旧費で、支出済額8,134万3,987円であります。主な支出の内容は、備考欄に記載の市道寄田・上野線の単独災害復旧工事はほか134件の工事請負費になります。

なお、以上説明いたしました歳出の執行に当たりまして、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料の50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。議会資料の5ページをごらんください。

建設維持課における50万円以上の節間流用は49番から53番までの5件になります。それぞれ御説明いたします。

49番は川内駅東西通り線に設置してあります防犯カメラの画像を2週間分保存する機器が故障により、画像を保存できなくなり、交換が必要となりました。備品購入費の予算が不足となったことから、事項道路維持費の11節需用費から同事項18節の備品購入費に79万8,000円を流用し、執行しています。

50番は田海橋の橋台の設置工事に伴い、予期しない流出が確認され、当初予定していた掘削幅では作業ができず、計画より大きく掘削しなければならなくなりました。しかし、大きく掘削するには九電柱が支障となり、その電柱の移設が生じましたが、補償、補填及び賠償金の予算が不足となったため、事項道路維持費の11節需用費から同事項22節補償、補填及び賠償金へ84万3,000円を流用し、執行いたしました。

51番は橋梁点検業務を実施したところ、護岸に大きな亀裂が生じている箇所が確認されたことから、急遽補修する必要が生じましたが、工事請負費が予算不足したことから、事項道路橋梁附帯設備管理費の需用費から同事項15節の工事請負費に110万円を流用し、執行いたしました。

52番と53番は河川のしゅんせつや伐採が必要となった箇所が確認されたことから、工事請負費の予算が不足となったため、事項河川管理費の11節需用費から事項河川施設管理費15節工事請負費に合計280万円を流用し、執行いたしました。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況で

ございます。

以上で、歳出の説明を終わり、引き続き、歳入について御説明申し上げます。

決算書の13ページをお開きください。

下段付近になります。12款1項1目1節交通安全対策特別交付金で、収入済額1,486万5,000円です。これは道路交通法に基づく交通違反について、県から交付されたものでございます。

次は、21ページになります。下のほうになります、14款1項6目土木使用料の1節道路橋梁使用料で、収入済額3,672万5,812円です。

これは備考欄に記載の道路占用料と法定外公共物使用料で、市道や里道などに占有をしている九電柱、NTT柱、ガス管などの道路占用料と使用料でございます。

次は23ページをお開きください。

教育使用料の上になります。同目5節港湾施設使用料で、収入済額7万7,777円です。これは市が管理しております上甕の桑之浦港と江石港における使用料でございます。

次は同じくその下、6節河川使用料で、収入済額1万7,330円については、河川敷地内における九電、NTT柱などの占用料であります。

次は、25ページをお開きください。

下段になります、14款1項8目消防使用料で、収入済額9万4,480円です。建設維持課分については、26ページの一番下から28ページの上段備考欄の行政財産使用料の2万4,210円で、内容といたしましては、宮内水防倉庫の一部の敷地を中越パルプに貸し付けているものでございます。

次は29ページをお開きください。

中段付近になります。14款2項6目1節土木手数料で、収入済額1,078万5,620円のうち、建設維持課分については、備考欄の諸証明手数料になります。これは建築許可の申請等に必要な市道の幅員証明等の36件の諸証明手数料になります。

次は、31ページをお開きください。

下から3行目付近になります。国庫負担金になります。15款1項4目1節公共土木災害復旧費負担金になります。収入済額5,098万円です。

これは、備考欄の現年公共災害分の13件の完

成と2件の前払い金に係る国庫負担金、それと平成28年度へ繰り越した公共土木災害の国庫負担金であります。収入未済額3,265万2,000円につきましては、年度内完成が見込めず、平成29年度に繰り越した工事3カ所の補助金でございます。

次は、35ページをお開きください。

中段付近になります。国庫補助金です。15款2項6目土木費補助金の1節道路橋梁費補助金です。

収入済額は1億4,057万1,000円のうち、建設維持課分は備考欄記載の防災安全交付金の1億1,074万8,000円です。これは橋梁長寿命化修繕計画に係る国庫補助金でございます。収入未済額1億2,261万9,000円のうち、建設維持課分は1億214万7,000円です。これは年度内完成が見込めず、平成29年度に繰り越した工事7件分の補助金でございます。

次は、37ページをお開きください。

下から3行目付近になります、国庫委託金です。15款3項3目1節河川費委託金で、収入済額1,352万2,987円です。これは国土交通省所管の水門、それと排水機場の管理委託金でございます。

次は、47ページをお開きください。

県補助金になります。7目消防費補助金の上の段の空白部分になります。ここは16款2項6目土木費補助金の2節河川費補助金です。収入済額は6,416万円です。

これは備考欄記載の急傾斜地崩壊対策事業補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、里地区の排水対策の整備に係る補助金でございます。収入未済額732万円につきましては、急傾斜地崩壊対策工事において、年度内完成が見込めず29年度に繰り越した2地区の補助金となります。

次は51ページをお開きください。

上から3行目付近になります、県委託金です。16款3項6目1節河川費委託金で、収入済額430万8,700円です。これは備考欄記載の県が所管する水門の管理委託金などになります。

次が同目5節の港湾費委託金で、収入済額151万2,000円です。これは県が所管している港湾の里地区の里港へ流れ込む荒切川排水機場

にかかわる管理委託金でございます。

以上で、建設維持課の説明を終わります。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。

---

△都市計画課の審査

**○委員長（福元光一）** 次は都市計画課の審査に入ります。

---

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

**○委員長（福元光一）** まず、都市計画課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、都市計画課について、御説明を申し上げます。

決算附属書は146ページになります。

平成26年度より進めてまいりました都市計画マスタープランの作業が完了いたしまして、関係機関へ配布、周知をいたしたところでございます。

川内川市街部改修事業に伴います都市計画道路中郷五代線につきましては、受託合併工事協定に基づきまして、おおむね順調な進捗でありまして、工事中でありましたおれんじ鉄道アンダー部分のボックスも姿をあらわしてきたところでございます。

川内駅周辺駐車場等の管理につきましては、指定管理者の委託により、大きなトラブルもなく進めることができました。屋上部の防水工事を実施したところでございます。

屋外広告物につきましては、違反広告物について指導も行いながら、撤去されないものにつきましては、職員が直営で撤去作業を進めております。景観資源の共有や発掘に努め、重要景観資産などの認定も行っているところでございます。

詳細につきましては、課長から説明があります。

**○委員長（福元光一）** 引き続き、当局の補足説明を求めます。

**○都市計画課長（伊藤理博）** 議案第117号平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のう

ち、都市計画課分について御説明申し上げます。

初めに歳出について、御説明いたします。決算書の167ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費のうち、都市計画課分は予算現額1億2,688万8,000円に対し、支出済額は1億2,522万1,175円です。

備考欄の都市計画課分の事項について、主な支出内容を御説明いたします。備考欄の上のほうになります、事項都市計画総務費は都市計画審議会委員の12人の報酬、それから9人分の職員給与費、それから昭和通シンボルロード噴水池本体保守業務委託ほか7件の委託料。電源立地地域対策交付金事業薩摩川内市公共サイン設置工事ほか3件が主なものでございます。なお、1節50万円以上の不用額はございません。

次の事項川内駅周辺地区駐車場管理費はまず川内駅西口の薩摩川内市営駐車場に係る指定管理料を歳出しており、それから立体駐車場の屋上防水工事を行い、利用者の利便性向上に努めております。また、備品購入としまして、防犯カメラ監視システム等のハードディスクレコーダー1台の更新購入を行っております。

次に、備考欄中段にあります事項屋外広告物管理費は、建築士業務嘱託員1人分の報酬が主なものでございます。

次の事項景観推進費は景観重要資産申請及び登録における現地における景観審議会委員の研修視察経費、それから景観重要資産の4地区コミ協への補助金と景観案内標識設置工事が主なものでございます。

次に169ページをお開きください。

2目街路費のうち、都市計画課分は予算現額4億1,251万3,000円に対し、支出済額3億4,740万2,791円です。

備考欄の中段より上にあります事項中郷五代線整備事業費の主な支出内容でございますが、中郷五代線整備事業の用地購入が主なものでございます。用地取得業務については、平成23年10月から平成29年3月までを委託期間とする用地取得業務等委託契約を薩摩川内市土地開発公社と締結しており、平成28年度でおおむね完了いたしました。

そのほかに負担金として、中郷五代線道路築造工事の市道拡張部分に係る九州地方整備局への負

担金でございます。九州地方整備局への負担金については、国の引堤工事に伴う中郷五代線のつけかえ工事に合わせ、市が拡張する道路築造工事部分についても九州地方整備局で施行しておりますが、その受託合併工事の基本協定に基づいて、平成28年度の本市分の費用を負担したものでございます。

また、前年度からの明許繰越分は中郷五代線の登記業務委託などでございます。

なお、1節50万円以上の不用額でございますが、執行残のうち、都市計画課分は6,410万円を平成29年度へ繰り越しておりますが、委託料で100万2,651円の不用となっております。うち、通次繰越分の99万円の委託料について、関係機関との調整に長期間を要し、執行できませんでした。

それから、中郷五代線整備事業の歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用を行いましたので、説明いたします。

別冊の資料、50万円以上の節間流用一覧をごらんください。5ページの54番から6ページの59番までになります。

まず、土地購入費への流用について説明します。

55番と58番になります。先ほど土地開発公社と用地取得業務委託契約によって購入ということで説明しておりましたが、中には交渉に長期を要する案件もあり、それらの案件については都市計画課で直接交渉をしており、平成28年度において交渉が調い、契約に至ったものについては委託料及び負担金から計479万1,000円を土地購入費に流用したものであります。

次に、補償費への流用についてです。

54番、56番、57番、59番です。事業の進捗が箇所により前後したことから、工程を見直したところ、土地購入に伴う補償費に加え、ガス、電柱及び電線等の移設に伴う補償費も必要になったことから、工事請負費と負担金等から補償費へ、計1,084万7,000円を流用いたしました。

以上が、予算流用の状況になります。

続きまして、歳入について説明いたします。決算書の23ページをお開きください。

都市計画課における歳入に関し、収入未済はございません。14款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料の都市計画課分は3,013万430

円です。備考欄の主なものは、上から9番目になりますが、川内駅西口駐車場等に係る市営駐車場使用料です。

次に、29ページをお開きください。

14款2項6目土木手数料、1節土木手数料の都市計画課分は219万4,160円です。備考欄の主なものは、屋外広告物許可手数料になります。

次に、35ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、2節都市計画事業費補助金の都市計画課分は中郷五代線整備の用地取得及び九州地方整備局への道路築造工事負担金に係る社会資本整備総合交付金で5,610万円です。

次に、51ページをお開きください。

16款3項6目土木費委託金、3節都市計画費委託金は鹿児島県屋外広告物条例等に関する事務ほか3件に係る権限委譲事務委託金77万7,000円です。

次に、73ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の都市計画課分は13万6,088円です。備考欄の上から9段目になります。都市計画課に係る地図販売収入のほか、川内駅西口駐車場に設置している太陽光発電設備による余剰電力料を収納したものです。

以上で、議案第117号平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の都市計画課分の説明を終わります。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第117号の審査を一時中止します。

以上で、都市計画課を終わります。

#### △区画整理課の審査

**○委員長（福元光一）** 次は、区画整理課の審査に入ります。

まず、区画整理課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、区画整理課でございますが、天辰第一地区につきましても終盤に差ししかかってまいりました。三堂川や立山川

にかかります橋梁の整備や、区画道路の整備を行ってまいりました。換地処分に向けました確定測量の準備なども進めているところでございます。

第二地区につきましても、事業認可が下りまして、河川公管金協定に向けました建物補償調査などを実施しております。第二地区が動き出せば、第一地区との区域境にあります段差解消や浸水不安地区の解消に向けた作業にも入っていけると見込んでいるところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございます。

---

#### △議案第124号 決算の認定について

(平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)

**○委員長(福元光一)** それでは、議案第124号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長(川畑 稔)** 議案第124号平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計決算について御説明申し上げます。

まず初めに、歳出について御説明申し上げます。決算書の286ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費の支出済額は3億6,895万9,997円でございます。平成29年度への繰越明許費1億291万円は、関係機関との協議に不測の期間を要したことから、委託料及び工事費等の年度内完成が見込めないため、翌年度へ繰り越したものでございます。

右側のページの備考欄をごらんください。内容としましては、土地区画整理評価員及び土地区画整理審議会委員の報酬、建築士業務嘱託員の報酬、職員4名分の給与費、委託料14件、工事請負費64件、水道施設移設補償等15件が主なものでございます。

次に、2款1項1目公債費元金の支出済額は2億4,934万7,418円です。これは、これまでに借り入れた長期債の償還元金でございます。

次に、2款1項2目利子の支出済額は2,681万8,667円でございます。これは、これまでに借り入れた長期債の償還利子でございます。

なお、以上説明しました支出執行に当たって、

50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明申し上げます。

別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。議会資料の6ページをごらんください。

本課における50万円以上の節間流用は60番の1件であります。流用理由は新立山橋の上部工施工と水道管添架工事等の同時施工に伴う、移転補償費に不足が生じたため、流用し、執行しております。

内容としましては、新立山橋の水道管施設補償工事について、当初、保留地処分金事業の補償費により実施する予定でありましたが、新立山橋の上部工の工事が順調に進み、水道管の移設工事が可能となる状態になったわけでございます。水道管施設工事を行うには足場等が必要となるため、現在上部工架設工事で、足場が設置されており、撤去する前に移設工事を行うことで、架設費約90万円をおさえることができると判断したところでございます。保留地処分金事業につきましては、保留地の売却収入がないと、執行できないことから単独一般事業で予算措置している移転補償費等を振りかえて、移転工事に着手することにし、現予算で不足する分について、15節工事請負費から、同事項22節補償、補填及び賠償金491万1,000円を予算流用し、予算執行したものでございます。

以上で、50万円以上の節間流用の対応状況について、説明を終わります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、決算書の282ページをお開きください。

1款1項1目1節保留地処分収入は、収入済額2,802万9,857円でございます。

2款1項1目1節都市計画費負担金ほか収入済額51万1,000円で、新立山橋の水道管、ガスの架設による橋梁負担金として収入しています。

3款1項1目1節土地区画整理費補助金は収入済額7,892万6,000円で、社会資本整備総合交付金として収入しております。

うち、2,324万円は活力創出基盤整備の繰越明許費分であります。補助率は、活力創出基盤整備交付金が10分の5.5、市街地整備事業交付金が10分の4であります。収入未済額2,878万9,000円は社会資本整備総合交付金の交付決定

額のうち、年度内の完成が見込めないため、平成29年度へ繰越明許した事業でございます。

4款1項1目1節土地地区画整理事業費補助金は収入済額250万2,000円で、県補助金として鹿児島県からの収入であります。

うち、149万4,000円は繰越明許費分であります。補助率は10%です。収入未済額185万円は土地地区画整理事業費県補助金の交付決定のうち、年度内完成が見込めないため、平成29年度へ繰越明許した事業にかかわるものでございます。

5款1項1目1節一般会計繰入金は収入済額4億7,769万5,000円です。

6款1項1目1節前年度繰越金は収入済額4,759万1,597円で純繰越金及び前年度からの繰り越し事業費等に係る財源充当繰越金でございます。

8款1項1目1節土地地区画整理事業債は収入済額6,310万円で、国庫補助事業に係る合併特例債分6,310万円、うち繰越明許費分は5,190万円でございます。

次に、284ページをお開きください。

9款1項1目1節土木使用料は収入済額3万310円で、区域内の電柱、電話柱の設置に伴い、行政財産使用料として収入しております。

次に、実質収支に関する調書について御説明申し上げますので、決算書の288ページをお開きください。

歳入歳出、歳入総額6億9,838万6,000円に対し、支出総額6億4,512万6,000円で、歳入歳出差引額は5,326万円です。繰越明許費繰越額にかかわる翌年度へ繰り越すべき財源が5,167万1,000円で、これを差し引いた実質収支額は158万8,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第125号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、議案第125号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第125号平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げますので、決算書の295ページをお開きください。

1款1項1目土地地区画整理事業の支出済額が1,903万4,034円です。右のページの備考欄をごらんください。内容としましては、職員1名分の給与費、委託料10件、文化財調査に伴う労災保険料などが主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、293ページをお開きください。

3款1項1目国庫補助金、4款1項1目県補助金につきましては、関係機関との調整に時間を要して、事業認可の手続きができないことから、3月補正にて減額補正を行っております。

5款1項1目1節一般会計繰入金2,019万7,000円は一般会計からの繰入金であります。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。297ページをお開きください。

歳入総額2,019万7,000円に対し、歳出総額1,903万4,000円で、歳入歳出差引額は116万3,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支

額は116万2,000円となります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第117号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第117号平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出予算のうち、区画整理課分について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げますので、決算書の169ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費のうち、区画整理課分の支出済額は4億9,825万2,251円となっております。

備考欄の区画整理課分の主な支出内容について御説明いたします。区画整理課として、田麦公園管理業務委託ほか1件、街づくり区画整理協会会費ほか2件、天辰第一地区、第二地区土地区画整理事業特別会計繰出金が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、29ページをお開きください。

14款2項6目1節土木手数料の区画整理課分の収入済額は2万7,590円で、主なものは区画整理に関する諸証明手数料でございます。

次に、51ページをお開きください。

16款3項6目4節土地区画整理費委託金は収入済額2万円で、土地区画整理事業区域内の建築許可にかかわる権限委譲事務委託金であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第117号の審査を一時中止します。

以上で、区画整理課を終わります。

---

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福元光一）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

まず、入来区画整理推進室関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、入来温泉場地区土地区画整理推進室の概要について御説明をいたします。

附属書は149ページになります。

入来温泉場地区につきましては、事業のほうも終盤となってまいりました。湯之山館の運営を起爆剤に地域おこしについても積極的になってきた状況であります。家屋移転補償や区画道路の整備を実施し、また街区の整備も進めてまいりました。

今後、地区外の家屋移転も一部生じることから、広報の検討などをしながら終盤の整備について地元としっかり協議をしながら進めていきたいということにしているところでございます。

この後、室長のほうから説明がございました。

---

△議案第126号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）それでは、議案第126号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第126号平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、

御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、決算書の304ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費におきましては、支出済額2億7,345万6,427円であります。

右のページの備考欄をごらんください。内容について、主なものは、建築士業務嘱託員報酬、職員給与費3名分、事業計画変更及び実施計画変更業務委託ほか5件の委託料、26街区造成工事ほか20件の工事請負費、建物移転補償23件であります。繰越明許費310万円は、年度内完成が見込めなかったことにより、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額についてでございます。15節の工事請負費に138万9,378円の不用額が出ておりますが、これにつきましては事業収入金500万円を工事費へ見込んでおりましたことから、この金額になっておりますが、最終的に事業収入金は362万6,999円であり、調定も同額でございます。翌年度への繰越明許費を28万円としておりますことから、実際の不用額としましては、1万6,377円となります。この理由といたしましては、3月補正を例年1月ごろ作成をいたします。この時点では、事業収入金が予定どおり収入できるものとして事業収入金の減額をしなかったことによるものでございます。

次に、2款1項公債費は、長期債償還元金及び利子であります。支出済額は1億2,583万2,270円であります。

以上、説明いたしました歳出執行に当たりまして、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧表の6ページをごらんください。入来区画分としまして、6ページの61番から次のページの64番になります。

まず、61番目は委託料から60万円、補償費へ。62番目は工事請負費から132万円、補償費へ。同じく、63番目も工事請負費から169万2,000円補償費へ。次のページの64番目は委託料から540万円、補償費へ流用しております。

主な内容としましては、61番、62番、64

番につきましては、前年度から建物移転について事前交渉を行っておりました案件でございます。市内の企業の老朽化した社宅でございまして、従業員家族が入居しておられました。建物補償について、会社の判断、それから入居者の移転先の検討など、時間を要することが予想されたため、当初予算に計上しておりませんでしたが、関係者の協力によりまして、それぞれ協議が整ったことから流用をし、執行をしたものでございます。この社宅は、かなり老朽化しておりまして、周囲の住宅が、移転完了していたことから、入居者は台風等の被害を懸念しておられ、転居を急がれたものであります。

次に、63番目につきましては、繰越分でありまして、これは補償対象者が名古屋に在住の方で、5月に帰省されるということでございましたので流用をして、執行をいたしました。この方は名古屋の大学で教授をされておられて、8月からは長期にわたりブラジルのほうへ出張をするとのことでありました。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、決算書の302ページをお開きください。

1款1項1目事業収入は、収入済額362万6,999円であり、これは保留地処分収入金であります。

次に、3款1項1目国庫補助金は、収入済額2,675万8,000円であり、これは社会資本整備総合交付金として収入しており、補助率は10分の5.5であります。収入未済額が141万1,000円ありますが、これは年度内完成が見込めないため、翌年度へ繰り越した事業にかかわるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金の収入済額3億505万円は、一般会計から繰り入れたものであります。

5款1項1目繰越金の収入済額4,431万2,935円は前年度からの繰り越し事業にかかわります繰越金等であります。

6款2項2目雑入の収入済額1万5,013円は嘱託員の雇用保険料個人掛金を収入しております。

7款1項1目土地区画整理事業債は、収入済額

2,070万円であり、国庫補助事業にかかわります合併特例事業債を収入しております。

次に、8款の使用料及び手数料の収入済額3万4,530円は当事業区域内におきまして、行政財産の目的外使用により使用させた電柱等の使用料と諸証明手数料でございます。

次に、実質収支に関する調書について、説明いたしますので、306ページをお開きください。

歳入総額4億4,970,000円に対しまして、歳出総額3億9,928万9,000円で、歳入歳出差引額は1,20万9,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源が58万9,000円ですので、実質収支額は61万9,000円であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）事業収入の中で、保留地処分収入が当初500万見込まれていたのが、362万6,999円に下がった理由というのは。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）この入ってこなかった理由につきましては、当初入る予定だったんですけれども、その個人の方の相続の関係で、深くはちょっと聞けなかったんですけれども、ちょっとあって、この年には購入できなかったということでございました。

○委員（成川幸太郎）単価が変更になったとかじゃなくて。売買面積が少なくなったって。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）それはありません、面積は同じでございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しまし

た。

---

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第117号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第117号平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、入来区画整理推進室分について御説明申し上げます。

決算書の169ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費のうち、入来区画整理推進室分は右の備考欄をごらんください。支出済額3億505万円であります。これは、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計への繰出金であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。

---

△建築住宅課の審査

○委員長（福元光一）次は、建築住宅課の審査に入ります。

---

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福元光一）まず、建築住宅課関係決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、最後の建築住宅課になります。

決算附属書は150ページからになります。

建築住宅課におきましては、建築許可申請などの審査、検査などの指導に努めてまいりました。

木造住宅の耐震に係る補助、特定建築物耐震補強設計にかかわります補助、既存住宅改修環境整備事業の補助金、また危険廃屋解体撤去補助金など、住宅基準改定に配慮した補助制度を推進して

まいりました。

市営住宅につきましても、指定管理者へ委託をし、管理を行っておりまして、大きなトラブルもなく進められてきたところであります。

借上型の住宅につきましては、地域振興型と川北地区の借上型市営住宅で建築を進めてまいったところでありまして、既に川北地区の借上型市営住宅につきましては、入居が開始されております。既存の公営住宅につきましても、計画に基づきまして改修工事を継続的に実施をしているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございしますので、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** 引き続き、当局の補足説明を求めます。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 議案第117号平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の建築住宅課分について、御説明いたします。

まず、歳出について説明させていただきます。歳入歳出決算書の159ページをお開きください。

8款1項2目建築指導費は建築確認申請の審査事務や完了検査事務にかかわる経費、木造住宅耐震診断や既存住宅改修環境整備事業、危険廃屋等解体撤去促進事業の補助金の交付に関する経費で、支出済額が9,624万4,204円です。

備考欄で、主な事業を説明いたします。特定建築物耐震補強設計補助金は、耐震診断が義務づけられた民間建築物の耐震化に係る補強計画設計を作成するのに必要な経費の一部を補助するもので、全て前年度からの繰り越しによるものでございます。

また、既存住宅改修環境整備事業補助金は市内の施工業者を活用して、居住している住宅の改修工事を行うものに対して補助金を交付する事業で、400件に補助金を交付しました。

また、市内の施工業者を利用し、危険廃屋等を解体撤去する者に対して補助金を交付する危険廃屋等解体撤去促進事業補助金は本土地区で63件、甌島地区が6件で、合計69件を交付いたしました。

不用額について説明をいたします。19節負担金補助及び交付金の不用額は、危険廃屋等解体撤去促進事業補助金の執行残が主なものでございます。予算を全く執行しなかったものは、8節報償

費で、これは危険廃屋等選定委員会の出会謝金ですが、選定委員会にかかる物件がありませんでしたので執行しておりません。また、23節償還金利子及び割引料は、建築確認申請手数料等の過誤納金払戻金ですが、発生しておりませんので執行しておりません。

続きまして、繰越明許費についてです。13節委託料の耐震改修促進計画業務委託料で、これは上位計画であります鹿児島県耐震改修促進計画が作成中であったため、整合性を図るため、翌年度に繰り越したものでございます。また、19節負担金補助及び交付金は耐震改修促進事業補助金で、耐震診断が義務づけられた民間建築物の耐震化に係る耐震補強工事に必要な費用の一部を補助するもので、当該物件の補強計画と関係機関との調整に期間を要したことにより、繰り越したものでございます。

続きまして、171ページをお開きください。

8款6項1目住宅管理費は、市営住宅の居住環境改善のために維持管理に要する費用でございます。支出済額は4億6,283万7,747円です。

備考欄で主な内容を説明いたします。94名の市営住宅管理人の報酬、21名の職員給与費、116件の市営住宅の修繕料、213件の市営住宅の畳、ふすまの張りかえ等の修繕料。

173ページをお願いします。

川内地域及び本土4地域の市営住宅の指定管理料ほか15件の委託料、宮里城住宅3号棟ガス管改修工事ほか62件の工事請負費、雇用促進住宅の川内宿舎及び入来宿舎の購入費、これは8年年賦で購入するものでございます。

公営住宅ストック総合改善事業費は、公営住宅の長寿命化を図るため、国の交付金を受けて、公営住宅の大規模な改修を進める事業で、その内訳は宮里城住宅4号棟共用部分改善工事設計業務委託ほか2件の委託料、宮里城住宅1号棟共用部分改善工事ほか4件の工事請負費が主なものでございます。

不用額について、説明いたします。171ページに戻っていただきまして、11節需用費の不用額は畳、ふすま張りかえ修繕料の執行残が主なものでございます。また、13節委託料の不用額は市営住宅の明け渡し訴訟及び強制退去執行を2件予定しておりましたけれども、最終的に分納誓約

の履行及び自主退去により不要となったものでございます。

予算を全く執行しなかったものは、次の173ページになりますけれども、23節償還金利息及び割引料は、これは過年度分において住宅使用料の還付金が発生した場合、払い戻す予算でありますけれども、対象者、該当者がなかったため、執行をしておりません。

29年度の繰越明許費ですけれども、15節工事請負費、宮里城住宅4号棟共用部分改善工事はか2工事のストック総合改善事業ですけれども、国費の追加補正により発注したため、年度内完成が見込めず繰り越したものでございます。また、19節負担金補助及び交付金は川北地区借上型市営住宅整備事業で、これは事業者の決定後、住宅建設に係る各種手続に時間を要し、また敷地面積の増加に伴い変更が生じ、補助額の確定に時間を要したことにより、年度内完成が見込めなくなったため、繰り越したものでございます。

8款6項3目危険住宅移転促進費は、がけ地に近接する危険住宅の移転に補助金を交付する事業で、支出済額が5,500円です。

内訳は、県住宅政策室と補助金等の打ち合わせを行うための旅費になります。繰越明許費は平成28年度に移転を予定しておりました1件につきまして、移転先の宅地造成が、以前、田んぼでありまして、その湧水処理に不足の日数を要したことや、建築にかかわる職人不足により日数を要したことにより、年度内完成が見込めなくなったものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。21ページをお開きください。

建築住宅課の歳入は14款1項6目土木使用料、2節住宅使用料は収入済額が4億6,898万9,812円、収入未済額が8,294万8,171円です。備考欄で主なものを説明いたします。市営住宅の使用料の現年分と滞納分になります。

29ページをお願いいたします。

14款2項6目土木手数料、1節土木手数料のうち、建築住宅課分は収入未済はありません。

備考欄でその主なものは、建築確認申請の審査や完了検査の手数料になります。同じく2節督促手数料は、市営住宅使用料と住宅資金貸付金の督促手数料で、収入済額が26万200円、収入未

済額は3万7,200円です。

35ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、4節住宅費補助金は収入済額が2,669万円、収入未済額が5,059万7,000円です。備考欄で主なものを説明いたします。市営住宅の家賃と近傍同種家賃、民間家賃になりますけれども、その差額部分を補助する公的賃貸住宅家賃対策調整補助金で、補助率はその差額に対して50%になります。

37ページをお願いいたします。

耐震改修促進事業補助金は、民間建築物の耐震化に係る補強計画の設計を作成するために必要な費用の一部を補助するものが、主なものです。平成27年度からの繰り越し分になります。補助率は50%になります。また、既存の市営住宅の大規模改修工事に充当するストック総合改善事業補助金で、補助率は補助対象工事に対して50%です。

収入未済額の主なものは、35ページに戻っていただきまして、これは歳出の建築指導費、住宅管理費の繰越明許費で説明をさせていただきましたとおり、民間建築物の耐震補強工事ストック総合改善事業費、川北地区借上型市営住宅整備事業において、年度内完成が見込めなくなったため、繰り越したものでございます。

45ページをお開きください。

下の方です、16款2項6目土木費補助金、1節住宅費補助金、県支出金になりますけれども、収入済額が197万8,000円、収入未済額は424万7,000円です。備考欄で主なものを説明いたします。建築物耐震化促進事業補助金は民間建築物の耐震化に係る補強計画の設計を作成するために必要な費用の一部を県が補助するもので、全て27年度からの繰り越し分です。補助率は4分の1になります。

47ページをお願いいたします。

住宅新築資金貸付金の回収事務に対する住宅新築資金等貸付助成補助金で、補助率は回収事業費に対して4分の3になります。

収入未済額の主なものは45ページに戻っていただきまして、国庫支出金と同様、県支出金も民間建築物の耐震補強工事及びがけ地近接地等危険住宅移転事業において、年度内完成が見込めなくなったため、繰り越したものでございます。

51ページをお願いいたします。

16款3項6目土木費委託金、2節住宅費委託金は収入未済はありません。主なものは県からの権限委譲による事務委託金でございます。

53ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、建築住宅課分は備考欄の中ほどですけれども、自動販売機設置の賃地料になります。

61ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入、6節住宅資金貸付金元利収入は収入済額が670万2,525円、収入未済額が1億3,047万286円です。内訳は現年分の住宅資金貸付金元利収入と、同滞納分になります。

73ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入のうち、建築住宅課分の主なものは備考欄の中ほど、市営住宅退去時に畳、ふすまの修繕費として、退去者から徴収する市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金の現年分と滞納分になります。また、市営・県営住宅が同じ敷地に立地する合併団地において、共用する施設の維持管理を市で行い、県が負担する市営住宅維持管理（県）負担金でございます。

続きまして、財産に関する調書373ページをお願いいたします。

公営住宅の欄、土地の増、318.30平方メートルと木造建物の増、76.34平方メートルは湯田町にあります教職員住宅を教育委員会から市営住宅への所管がえによる増分でございます。湯田内門一般住宅になります。

また、非木造の建物の減、326.75平方メートルは入来町浦之名にあります小路住宅2棟5戸と、中郷町にあります中郷住宅1棟3戸を解体したことによる減でございます。

また、木造建物の0.35平方メートルの減と非木造建物の0.58平方メートルの増は資産公開用の固定資産台帳、財産活用推進課が所有をしておりますけれども、その台帳とこの財産に関する調書との差異がございましたので、それを修正したものでございます。

債権につきまして、379ページをお開きください。

建築住宅課分は4段目の住宅新築資金等貸付金で、28年度中の増減は563万9,357円の減

となりました。その結果、年度末の現在高は1億1,946万9,450円となります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）決算委員会ですので、長年、建水におりますと、やはりこの22ページの収入未済額8,000数百万円という額があります。宮里委員からも以前、るる出ておりますけれども、やはり収納課とのタイアップ、あるいはそういう未収される方の追い方といいますか、そういうものの経過を少しお話しいただきませんか、今の段階での。

○建築住宅課長（福島和朗）22ページは住宅使用料、あとは住宅資金貸付金のほうもございすけれども、現在、嘱託員を1名入っていただきまして、職員が1名と2名で行っております。各滞納者につきましては、文書を出したり、臨戸訪問をしたり、行っておるんですけれども、少しづつは入っていただいておりますけれども、なかなかこういう形で収入未済が出ているというような状況でございます。全体的には、年に2回、副市長を中心に、住宅資金に限らずほかの部署の方々も、こういう徴収事務に関しましては、意見交換をさせていただきながら、収納課のお知恵もいろいろ借りながらは取り組んでいるところでございます。

○委員（大田黒 博）毎回同じような答弁ですよ。だから、累積というのはすごくあるんだろうなと思いながら、払わないでいい感覚が生じているような気もせんでもないんです。だから、どういう形でのそこにメスを入れるかというのが一番の問題なんでしょうけれども、何か策を持っていかなければならない中で、嘱託員1名、職員1名の中でのちょっと建築住宅課の対応、あるいは収納課とのそのタイアップ等をいま一度検証していただき、再度何かの形の対応をとらなきゃいけないのかなと思っているんですが、その辺の対応策等は含めて検討されているんでしょうか。

○課長代理（江口盛幸）一番古いのが昭和60年から現在まで、この金額になっております。現在、古いものについても整理しながらやっているんですが、なかなかもういらっしやらない、死亡

されたというのも、そのまま現在残っておりますので、今後はその方の分の整理をどうするかということで、収納課もお願いしまして、その整理、不納欠損なりその辺の方向性も持ちながら、研究をしているところでございます。

また、新しい分につきましては、特に現年度分がたまりますと、過年度分の支払いが滞るという状況でございますので、現在のところは現年度分を中心に徴収を強化しながら過年度分の、古い分にもメスを入れて、徴収を行っている状況でございます。

**○委員（川添公貴）**最後の審査の部署ですので、17時まであと2時間ありますから、ゆっくりと答弁していただきたいと。

この住宅使用料については順序を追って質問していきたいと思うんですが、今、大田黒委員のほうで言われた部分はちょっと考慮しながら質問します。

まず、現年度分が幾らあるのか、過年度分が幾らあるのかですね。それが1点、いいですか。

で、それを踏まえて、今、大田黒委員のほうの質問によって、徴収嘱託員の方が1名と正職員の方と2名体制で、この滞納分を回収されているとおっしゃったんですが、それで間違いないかどうかですね、これが1点。

それから、指定管理者に委託をしているんですが、指定管理者をお願いしているんで、今後の対応策として、徴収事務まで指定管理者がやるという提携ができないものかどうか。というのは、指定管理者がすることによって、運営利益が上がっていますよね。入ってこないお金は市が持つわけなんで、法律上どういう問題があるのかなというのは、ちょっとまだ調べていないんで、今、考えている、そこにあわせて徴収事務まで委託ができないかどうかということが1点です。

それから、先ほど、現年発生分に対してだけやっていかれるということだったんで、徴収をですね。到底二人じゃ、8,000万円を取ることは無理ですね。もう明らかに無理だと。内訳をどう出されるかわからないですけども、多分、半分半分ぐらいかなと思うんで、無理です。で、徴収体制をもっと強化していくべきだろうと思いますね。そこをどう考えていらっしゃるのかというのが1点。

最後です、今の大田黒委員の質問の中で、昭和60年代からの累積の中で、死亡された分等がまだ残っているとおっしゃったんですね。で、時効が5年なんで、多分時効の延長を一応かけてこられてたと思うんですね。そうすると、その死亡に対して、今、不納欠損で行かれるような話をされたんですが、もし相続人がいれば、相続人に請求ができることは御存じですよね。これが、死亡を知ったときから3カ月以内に相続放棄をしない限りは払う義務がありますから、そこに裁判手続をすれば請求書を送れますよね。その手続の前に市役所から支払い依頼書、負債確認書という形で送ればですね、正式に送れますんで、それをもってして、裁判所に持っていけば、昔は支払い命令書だったんですけど、今は督促状という形でやれますんで。簡単ですよ、これ、300円ぐらいで済むんで、これ。で、その方法も考えていらっしゃると思うんですが、そこら辺も教えていただきたい。

ちょっと多く話をしたんですけど、金額が金額なんで、教えていただきたいと思います。

**○建築住宅課長（福島和朗）**今、5点御質問をいただきましたけれども、1番目と5番目は、ちょっと課長代理、主幹のほうにお願いしたいと思いまして、2番目の、現在の2名体制というところですけども、住宅使用料徴収のほうは先ほど言いましたとおり、課長代理と嘱託員の方をお願いをして徴収をしております。それと、住宅資金貸付金というものもございますけれども、それにつきましては、主幹兼グループ長が通常事務と兼務しながらやっているという、そんな体制。人数的には3名なんですけれども、全てそれにかかっているというわけじゃございませんので、ほかのことをしながら、嘱託員の方は全て、もうこれに集中ですけども、そういう体制でやっております。

それと3番目の指定管理者への徴収事務を委託ということは考えていないかということでございますけれども、現在のところは御存じのように徴収事務については委託をしておりません。これにつきましては、法的なところがハードルがちょっと高く、当初、徴収事務まではやらないということで、指定管理にいたしております。入退会の関係であったり、維持補修の関係につきましては、現在行っているんですけど、この徴収事務に関し

てだけは、やっていないというのが現状でございます。そこにつきましては、後で追ってちょっとまた主幹のほうがわかれば、ちょっとその辺の法的なところをちょっと説明をしたいと思います。

それと、4つ目ですけれども、現年分と過年度分の2名体制の強化についてということでございますけれども、これにつきましては全庁的なところの人事のほうもありますので、なかなかあれなんですけれども、現在はそういうところで今の体制でやっているんですけれども。今、こういう状況でやっているというのが現状でございます。

1番の現年度分・過年度分に関しましては課長代理のほうから答弁させていただきます。

**○課長代理（江口盛幸）**では、御説明申し上げます。

平成27年度以前の未納額、人員が238名で7,800万1,883円でございます。平成28年度の分の未納額が71名で、494万6,288円となっております。

先ほど、現年度分をと言いましたけれども、過年度分の分納誓約をいただきながら、分納していただくように臨戸しながら、徴収しております。現年度分だけをやっているということではございませんので、ちょっとその辺が説明不足でございました。よろしくお願いします。

それと、不納欠損の関係の御質問でございましたけれども、一応、不納欠損につきましては、住宅もそれなりの主管があるわけですが、今のところ、その不納欠損というのは実施いたしておりません。そういう、一応、まだ今のところ、それをやる方向ではしているんですが、現在のところは実施していないという状況でございます。

**○委員（川添公貴）**後半の部分から。不納欠損をやっていないって、不納欠損をやる考えですっておっしゃったので、不納欠損の手続をとる前にやるべきことがあるんじゃないですかという質問だったんですよ。

それはいいとして、多分その方向でやっていらっしゃると思うんで。過年度分が、7,800万円とおっしゃったですね。人間の心情として、絶対払わないです。で、分割納付の承諾を得られたということで、基礎金額が幾らなのかというのはちょっとわからないんですけど、例えば5万円の分割納付で。

何でここまでしつこく言うかと、私ごとで申しわけないんですけど、過去、時効の延長を図るために、2年間、1年か、毎月1,000円もらいに行きました、1,000円。負債額、何百万円とある中で、1,000円。それは時効の延長をかけるためだけ。で、結局もらえない。で、その時効の延長をかけるためにやられるという手段はいいんですけど、逆にもうこれは済んだことですから、これからどんどん減らしていかなきゃいけないんで、これ、また検討していただきたい事項を一つだけ。

まず、徴収に行かない工面をする、働かない。悪い意味じゃないですよ。もう行って、面談をして徴収に行かない。そのためには、あらゆる法的手段をとる。さっき言いましたように、死亡された方には相続人に対して請求をかける。それから、支払い命令じゃないけど、督促状、裁判所ですね。これ、何百円かで済みます。この根拠は、未納通知の、出しますよね、未納通知書、払ってください。それを持ち込めばすぐ、裁判所は書いてくれます。大概の人はこれに驚いて払います。

で、その事務を、多分、夜方出かけていかれて、コンコンってして、おくらしていますよと、どうですかとか。今月はそれなら1,000円くれるのか2,000円くれるのかという交渉だと思うんですよ、もともと。じゃなくて、その手間があるんだったら、その手間5回のうち、2回ぐらいにして、3回は法的手続をする、全て。物すごく楽です、これ。だから、それをぜひ検討していただいて、この7,800万円なりのところをある程度整理をしていかないと、職員の方はたまってくるやつをどんどん処理するだけであっぴあっぴになってきますよね。だから、元をある程度減らす工面をしてやらないと、仕事のにもやっぱり少しは楽しながらやっていったほうがいいのかと思いますんで。行くなということじゃないんですよ、その法的手段をとることによって、仕事量が何と言うんですか、若干軽くなるのではと思いますんでね。これは、されるかされないかは別にして、さっきの指定管理者の件もそうです、いかにして楽をするかということ。その囑託の方、それから職員の方の負担軽減をするためにも。

もう最後にしますけど、徴収に行くというのは物すごく苦痛なんですよ、あれ。物すごく、苦痛。

払ってくださいって行くのは。だから、そこを減らすためにも、ぜひ、もうあれなんで、検討をお願いを。答弁があれば、答弁もしていただきたいんですが、この場では難しいと思うんで、今後の研究課題にさせていただきたいと切に願っております。

**○委員長（福元光一）** ただいまの川添委員の意見というか言われたことを参考にして、また12月議会ぐらいではどういう対策をとったと、一歩でも二歩でも委員の方に説明してもらったら。また一歩があれば、二歩、三歩って進んでいきますので、どうか努力をして、部長を筆頭にやってみてください。

**○委員（成川幸太郎）** 関連したようなことなんですけれども、先ほど川添委員からもね、答弁からも出ました、住宅資金の貸付金の元利収入というのは1億3,700万円予算化されていて、670万円しか入っていないというのは、なぜこんなことが起こるんですか。

**○建築住宅課長（福島和朗）** この住宅資金貸付金でございますけれども、ほとんどがその過年度分と言いますか、これまでずっとたまってきたやつがほとんどでございます。貸付事業自体はもうなくなって、終わっておるんですけれども、貸し付けて、25年でしたっけ、25年間で返済をしていくんですけれども、期間はまだ残っておるんですけど、ほとんどはその過年度分でございます。なかなか徴収が、収入済額のほうが670万円ぐらいということで、ほとんど徴収ができないというようなこととですね。しかし、コンタクトは取っております、地域が決まっておりますので、そこにいろいろ相談をしていただく方がございまして、その方と共同で、一緒になっていろいろ相談をしたり、分納してもらったり、少しずつできているところもあるんですけれども、なかなか相対的にはちょっと厳しいというようなことで、こういう数字になっております。

**○委員長（福元光一）** 先ほど大田黒委員からもあったんですけど、同じような答弁を毎回聞くということですので、今回は先ほど言いましたように、形としてあらわれてくる、どういうことを今始めましたというものをやってもらえたら、答弁も短くて済むと思いますから、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第117号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、建築住宅課を終わります。

---

△委員会報告書の取り扱い

**○委員長（福元光一）** 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

**○委員長（福元光一）** 以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会

委員長 福元 光 一